

令和3年10月

定例総会（拡大委員総会）  
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和3年10月28日（木）午後1時30分から午後5時44分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 24人

1番	小林 康基	3番	柳澤 一向
4番	武井 茂善	5番	中川 敦
6番	久保 節夫	7番	太田 辰男
8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
10番	矢嶋 壽司	11番	窪田 英明
12番	塩原 秀俊	13番	田中 悦郎
14番	細江 弘光	15番	塩原 俊昭
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	齋藤 勝幸	19番	橋本 実嗣
20番	倉科 孝明	21番	塩原 至
23番	二村 喜子	24番	上條信太郎
25番	林 昌美	26番	瀧澤 和子

(2) 推進委員 15人

推2番	中野 千尋	推3番	大澤 好市
推4番	梶原 知子	推5番	松田 和久
推6番	赤羽 武史	推7番	平林 哲
推8番	松下 秀一	推9番	田中 武彦
推10番	中平 茂	推11番	田中 孝人
推12番	堀内 俊男	推13番	北野 喜八
推15番	長崎 作夫	推16番	齋藤 知彦
推18番	奈良澤 治		

4 欠席委員

(1) 農業委員 2人 2番 中條 幸雄 22番 三村 晴夫  
(2) 推進委員 3人 推1番 西村 博 推14番 山崎 和男  
推17番 中澤 一海

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 協議事項

農地所有適格法人の要件審査について

(2) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第131号～第133号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第134号～第138号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第139号～第142号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第143号～第149号）

オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件

……（議案第150号、第151号）

(3) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- ウ 公共事業の施行に伴う届出の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

- ア 第2期松本市農林業振興計画の策定について
- イ 令和3年度農業者年金加入推進活動について
- ウ 令和3年度利用状況調査の結果と利用意向調査の実施について

(2) 報告事項

- ア 令和3年度非農地判断の実施方針について
- イ 主要会務報告並びに当面の予定について
- ウ その他

7 農地利用最適化の推進に関する情報交換

8 事務連絡

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	小林 伸一
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	係 長	高橋千恵子
		〃	主 査	上原慎一郎
		〃	主 事	増澤 千尋
		〃	主 事	保科 黄
		〃	事 務 員	加藤 悠希
		農 政 課	係 長	中澤 史郎
		〃	係 長	東山 睦子
		〃	主 事	宇治 樹
		〃	事 務 員	中村 愛佳

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 田中会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 6番 久保 節夫 委員  
7番 太田 辰男 委員  
〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、協議事項から、農地所有適格法人の要件審査についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

増澤主事。

増澤主事

農業委員会事務局、増澤でございます。

着座にて失礼いたします。

総会資料本冊の1ページ目、おめくりいただいて、次第の次のページ、5-（1）、農地所有適格法人の要件審査についてご説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

令和3年9月8日付で安曇野市にあります有限会社〇〇〇〇〇から農地所有適格法人要件説明書が提出されましたので、農地法に規定する同法人要件に適合するか審査をお願いするものでございます。

提出いただいた法人は、安曇野市に所在地がありまして、法人の設立は平成4年の4月13日です。

事前に事務局で書面審査させていただきましたところ、要件に適合するものと考えられます。添付資料3ページ目が確認した結果が記載してあるものになっております。

審査の内容について、簡単にご説明させていただきます。

1ページ目の参考のところをご覧ください。

審査の項目としましては4つございます。法人形態要件、事業要件、おめくりいただいて、構成員要件と業務執行役員要件の4つでございます。順番にご説明いたします。

まず、法人形態要件ですけれども、農地所有適格法人となるためには、株式会社。合名会社、合資会社、合同会社または農事組合法人出ないとならないというふうにされております。今回申請のあった法人は有限会社ですので、（ア）の株式会社の区分に該当をいたします。

続いて、事業要件です。直近3か年の売上高の過半が農業予備農業の関連事業であることが必要です。同法人は、牛乳ですとか牛の販売というのをされておまして、農業の売上高が100%を占めているということで、こちらも要件に該当いたします。

次に、おめくりいただいて、構成員要件ですけれども、こちらは、その法人の議決権を持つ者の2分の1以上の者が農業関係者でなければならない

ということでございます。今回の法人の議決権は2名の方がお持ちで、そのどちらかが農業関係者ということで、農業に従事していらっしゃる方になりますので、こちらの要件もクリアしております。

最後に、業務執行役員要件ですが、役員のうち過半数は法人の農業に常時従事する構成員であって、かつ役員のうち1人以上が農作業、年間60日以上従事するということが必要となってまいります。こちらも業務執行役員3名のうち2名が常時農業に従事していらっしゃって、その2名ともが農作業に従事していらっしゃるということで、要件を満たしております。

以上の4要件を満たしておりますので、事務局としては、こちらの有限会社〇〇〇〇〇は農地所有適格法人として適合しているというふうに確認をいたしました。委員の皆様にご協議をお願いするものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑を行います。

農業委員、推進委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

倉科委員。

倉科農業委員

すみません、3ページの協議事項と右肩に書いてあるところなんですけれども、法人形態、農事組合法人という記載になっておりますけれども、これ、株式会社でなくていいですか。

増澤主事

失礼いたしました。株式会社（有限会社）の誤りでございます。申し訳ありません。

議 長

ちょっと詳しく、どこの、今指摘された……

増澤主事

3ページ目の左側、法人形態というのが上から5段目でございます。農事組合法人というふうに記載がございますが、株式会社（有限会社）が正しくなりますので、資料の訂正をお願いいたします。

議 長

お分かりでしょうか。四角の枠の中の農事組合法人と書かれているのが、株式会社（有限会社）ということですね。

増澤主事

はい。

議 長

ほかにご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

じゃ、ないようですので、ご出席の全委員の方に伺います。

本件について、事務局説明のとおり承認することに賛成の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

今後は農地所有適格法人として、農地法に基づき、毎年要件適合状況を確認していくこととしますので、ご承知おきください。

続きまして、議案審査に移ります。

議案第131号 農用地利用集積計画決定の件及び先ほど農地所有適格法人として新たに認定した有限会社〇〇〇〇〇に関する同議案第133号について一括上程いたします。

別冊の総会資料をお手元にご準備ください。よろしいですかね。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をお願いいたします。

増澤主事。

増澤主事

今月の新規就農者についてご説明させていただきます。

別冊議案の表紙裏面をご覧ください。

今月の新規就農者の方は4名いらっしゃいます。

まず1番、〇〇さん、住所地、農地所在地ともに岡田です。2筆、500平米を借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とした農業で、栽培予定は野菜と伺っております。農業従事者は本人と配偶者のお二人です。議案1ページ、7番に該当いたします。署名は中條農業委員、西村推進委員よりいただいております。本日もご欠席の中條委員より、配偶者の方のほうが四賀で農業のお手伝いをしていただけたけれども、今回家の近くで畑を借りて家庭菜園的に使うもので、特に問題ないというふうに確認したと伺っております。

2番、〇〇さんです。住所地、農地所在地ともに岡田、1筆、600平米を借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とした農業で、栽培予定は野菜と伺っています。農業従事者は本人のみです。議案1ページ、8番に該当いたします。署名は中條農業委員、西村推進委員よりいただいております。こちらも中條農業委員より、自宅の横で野菜を作りたいということで、今回利用権設定を行うもので、真面目で農地の管理にも問題がないということでサインされたと伺っています。

3番、〇〇さんです。住所地は里山辺、農地所在地は入山辺です。1筆、2,026平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定はブドウと伺っています。農業従事者は本人のみです。出荷先はJAを予定されています。販売量は3トン、販売見込額は300万円を見込んでいらっしゃいます。入山辺で1年間ブドウの栽培を経験していらっしゃって、長野県認定里親、松本新規就農者育成対策事業で技術を習得されて

います。通作距離は500メートル、車での移動を予定されています。今後は規模拡大を予定しています。議案1ページ、9番に該当いたします。署名は中川農業委員と中野推進委員にいただいています。

4番、〇〇さん、住所地は笹賀、農地所在地は今井です。1筆、2,600平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定はヘーゼルナッツと伺っています。農業従事者は本人と配偶者のお二人です。出荷先は株式会社ふるさと農産加工さんを予定していらっしゃいます。販売量は殻なしで525キログラム、販売見込額は168万円と伺っています。親族所有の農地で30年間リンゴ、ネギなどの栽培を経験し、農ある暮らし相談センターで技術等を習得されたということです。通作距離は2キロ、車での移動を予定されています。今後規模拡大を予定していらっしゃいます。議案1ページ、11番に該当いたします。署名は矢嶋農業委員と田中農業委員にいただいています。

今月の新規就農者の説明は以上となります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの新規就農者の説明について、地元委員から補足説明をお願いします。

里山辺、中川委員、お願いします。

中川農業委員

3番の〇〇〇〇〇君です。茅野市出身で、〇〇大学を卒業しまして、会社勤めで、会社勤めの後、会社を辞めて、山辺の地でブドウを始めようということで、松本市新規就農者育成対策事業の研修生という位置づけになっておりまして、ちょうど1年が経過したところです。

本来なれば、この新規就農者育成対策事業の研修生という位置づけが終わる2年後ですね、2年後にこの新規就農者になるというのが本来の位置づけではあるんですが、今この〇〇君、経営規模が20.2アールとあります。ただ、本人の規模拡大をしていきたいという意向、それと今、産地パワーアップ事業というのがありまして、これでブドウ棚を新設したい。自己資金でもって、あとこの事業でもってブドウ棚を新設したいということをするに当たって、本人が利用権を設定する必要があります。その利用権を設定するためには、この新規就農者にならないといけないというようなことで、実はちょっと前倒しで新規就農者になるという次第です。

どこにブドウ棚を新設するかというと、この議案の次の131号の上から9番目にあるところなんです、ここにブドウ棚を新設して、まずは規模拡大を図っていきたいということです。

ちなみに、この〇〇君の里親、長野県の仕組みにおけるいわゆる里親、これ、私になっていますので、きっちりと育てていきたいと、こんなふうに思っています。

また、地域のいろいろな、例えば青年部であるとか、共同防除組合ですとか、いろいろあるんですが、そんな中でも今、一生懸命やってくれていますので、行く行くは地域を背負って立つ一人になってくれるものと私、期

待しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。  
以上です。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、笹賀、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

〇〇〇〇さんでありますけれども、先ほど説明がありましたけれども、親族の農地の関係で30年くらいお手伝いをした経験があるということで、農業については、ご自分と奥さんが学校の職員ということで、協力しながらやっていくという内容であります。

ヘーゼルナッツというのは、ちょっと私もよく知らなかったんですけども、どんぐりの実に似た実になって、その実がチョコレートと結構合うというようなことで、取引先もフル里農産加工ということで、将来的にそこで扱っていただけるようですし、ただ、苗木を植えてから実が取れるまで約3年、成木になるのに約10年かかるようでありますし、すぐに収穫できるというわけではないということでもありますけれども、意外と病気に強いということ、実は落った実を集めるというようなことで、病気にも強いということでもありますので、将来的に規模も拡大するということもありますけれども、当面大丈夫じゃないかなというふうに考えております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。  
遊休荒廃地いかどうか、ちょっとあと追跡してください。  
それでは、岡田の関係は、中條委員、そういうことですので、割愛させていただきます。  
続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。  
中村事務員。

中村事務員（農政課） お世話になっております。農政課、中村です。

着座にて失礼いたします。  
今回特記事項がありますので、資料2ページをご覧ください。  
議案2ページご覧ください。

申出番号19番、所在地が梓川倭〇〇〇になります。こちらについて、令和3年1月29日に公告した際に、契約期間を2年11か月と誤って表記したため、契約期間を3年に訂正し、再度公告するものになります。

特記事項は以上となりますので、議案の説明に入ります。

別冊資料1ページ目をお願いいたします。

5-(2)-ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第131号になります。

合計のみ申し上げますので、9ページをご覧ください。

申し上げます。

一般、筆数33筆、貸付け17人、借入れ19人、面積3万1,080平

米。

経営移譲、筆数19筆、貸付け3人、借入れ3人、面積1万4,133平米。

所有権の移転、筆数5筆、貸付け3人、借入れ2人、面積4,314平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数65筆、貸付け42人、借入れ1人、面積9万4,639平米。

（一括方式機構配分関係）、筆数58筆、貸付け1人、借入れ26人、面積8万1,601平米。

合計、筆数180筆、貸付け66人、借入れ51人、面積22万5,767平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数69筆、面積9万6,435平米、集積率は85.58%です。

議案第131号は以上となります。

続きまして、10ページをご覧ください。

議案第133号になります。

合計のみ申し上げます。

筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積5,614平米。認定農業者への集積は100%です。

議案第133号は以上となります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案採決においては、農業委員の方を対象に伺います。

議案第131号及び133号について、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第132号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件でありますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により太田委員には退室をお願いいたします。

(太田農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
中村事務員。

中村事務員（農政課） 引き続き10ページをご覧ください。  
議案第132号になります。  
合計のみ申し上げます。  
筆数5筆、貸付け1人、借入れ1人、面積7,424平米、認定農業者への集積は100%です。  
議案第132号は以上となります。

議長 ありがとうございます。  
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、  
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第132号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室している太田委員の入室を許可いたします。

(太田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第134号から138号 農用地法第3条の規定による  
許可申請許可の件、5件について上程いたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
加藤事務員。

加藤事務員 農業委員会事務局の加藤です。よろしくをお願いいたします。  
着座にて失礼いたします。  
それでは、資料変わりました、総会資料になるんですが、4ページご覧ください。  
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。  
議案第134号、和田〇〇〇〇番〇、台帳、現況ともに地目、田、1,610平米を農地保全のため、贈与により〇〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。  
議案第135号、笹賀〇〇〇番、台帳、現況ともに地目、田、902平米

を一体利用のため、贈与により〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

議案第136号、梓川梓〇〇〇番、台帳、現況ともに地目、畑、498平米を農地保全のため、売買により〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

議案第137号、梓川倭〇〇〇番〇、台帳地目、田、現況地目、畑、499平米外3筆、合計4,200平米を農業経営規模拡大のため、贈与により〇〇〇さんへ所有権移転するものです。

議案第138号、波田〇〇〇番〇、台帳、現況ともに地目、畑、803平米を農地保全のため、贈与により〇〇〇〇〇さんへ所有権移転するものです。

以上5件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 初めに、議案第134号について、地元の意見をお願いいたします。  
塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 和田の塩原ですけれども、昨日、和田の田中推進委員さんと2人で現地を見てまいりました。和田の西原住宅団地のすぐ西側の圃場整備をされた立派な水田でありまして、現況、きちんと管理されておりました。現状を見る限り、全く問題ないというように考えました。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員の方で本件について質疑、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案134号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。  
続きまして、議案第135号について、地元の委員の方の意見をお願いいたします。  
矢嶋委員。

矢嶋農業委員 この案件につきましては、隣の農地の所有者が今度贈与を受ける〇〇〇さ

んということで、もともと一体の農地を〇〇〇さんのお父さんが亡くなったことによって相続をしたんですけれども、住所が安曇野ということで、離れているということもあったんで、もともと〇〇〇さんという方が一緒に耕作をしていたということでもありますので、全く問題はないというように思います。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員の方で何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第135号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のどおり許可することといたします。  
続きまして、議案第136号について、地元の委員の方の意見をお願いいたします。  
倉科委員。

倉科農業委員 今回譲受人、〇〇〇さんの所有農地に隣接します農地1筆、498平米を譲渡人であります〇〇〇〇さん、〇〇さんから売買で移転を行うものがあります。場所は、恭儉寺というお寺があるんですけれども、そちらの北60メートルほどの場所で、畑地帯の中の一角になります。当該農地は30年以上前から〇〇さんが利用権を設定して耕作していたもので、本年契約期間の満了に伴いまして、自分では農業を今後は行えないという〇〇さんから〇〇さんに購入してほしい旨の申出がありまして、〇〇さんがこれを受けるとい話でございます。〇〇さんご夫妻は30年にわたりまして農業を営んでおりますし、現場を確認したところ、現在、自己所有農地と併せて一体的にきれいに耕作されておりました、特段の問題はないと考えられることから、許可は適当ではないかと考えます。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員の方で本件について質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、集約いたします。  
議案第136号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。  
続きまして、議案第137号ですが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議長 それでは、地元の委員の意見を求めます。  
二村委員。

二村農業委員 先日ですが、昨日倉科委員さんと一緒に見させていただきました。譲り受ける〇〇〇〇さんは、〇〇〇さんの三男で、委員の倉科孝明さんと〇〇〇〇〇〇〇〇の取締役をされていて、梓川では農地が困れば見ていただくような経営をされています。

今回びっくりしたのは、この4筆ある田んぼ、地目は田んぼなんですけど、水路に水がほとんどなく、また全部に水路がなくて、田んぼから田んぼに水をかける何かそういう形の田んぼだと言われて、本当に初めて見たんですが、そういうところなんです。

〇〇さんのお宅は、この4筆のところのすぐ隣にありまして、ここを〇〇〇〇さんがこれからは作ってくださるといって、そういうことで譲り受けられるということになったそうです。

〇〇さんは、地域の担い手として、周辺の農地に与える環境というのも本当にいいと思うので、許可が適切と考えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員の方で本件について質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第137号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。  
それでは、退室している倉科委員の入室を許可いたします。

(倉科農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第138号について、地元の委員の意見をお願いいたします。  
塩原至委員。

塩原(至)農業委員 塩原です。

土曜日に推進委員の奈良澤さんと2人で現地を見てきました。場所につきましては、新村から波田に入る森口地区というところで、そこに県住があります。その南側100メートルぐらいのところであります。家庭菜園がきちんとできていまして、今後保全してもらうためにも、〇〇〇さんが2分の1を贈与するということでもありますので、申請書につきましては妥当ではないかと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
それでは、ほかの委員の方で質問、意見等ありましたら、お願いいたします。  
河野委員。

河野農業委員 議案の134号と同じ受人、渡人ですが、この138号については、持分が2分の1ということで、残りの2分の1が誰の所有か。先ほど134号のときは、〇〇さんが農業できないんで、〇〇〇さんに贈与するということでしたが、この波田の農地も贈与ということで、何かそういう関係があるのか。実質的に〇〇〇さんがずっと作っていて、もう何十年も作っているというような状態なのか、その点を教えていただきたいと思えます。

議長 それでは、経過も含めて、加藤さん。

加藤事務員 ご質問いただきました議案134号及び138号ですが、まず138号の持分に関してなんですが、現在の所有が〇〇〇さんと〇〇〇さんの持分が2分の1ずつの所有になっています。今回は、138号に関して、〇〇〇さんの持分2分の1を〇〇〇さんに贈与するという形ですので、2分の1分だけを贈与の形になります。持分の贈与に関しても、農地法3条の許可が必要ですので、実質的な利用にかかわらず、今回は3条申請になっております。

また、ご質問いただいた実質的に誰が耕作をされているのかというところですが、所有自体は相続の関係があり、持分だったりとか分かれてはいるんですが、実質耕作されているのは〇〇〇さんです。

以上です。

議 長 河野さん。

河野農業委員 すみません、〇〇〇さんと〇〇さんとは何かご関係でもあるか、その辺はどうでしょうか。

加藤事務員 お二人のご関係ですが、ご兄弟になります。

議 長 いいですか。

河野農業委員 はい。

議 長 ほかの意見、ご質問等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第138号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。  
続きまして、議案第139号から142号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、4件及び関連がありますので、議案第145号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、1件について上程いたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
保科主事。

保科主事 農業委員会事務局の保科です。  
着座にて失礼させていただきます。  
それでは、議案書の5ページのほうをお願いします。  
4条の規定によるものになります。  
議案番号139号、島内〇〇〇〇番〇、現況、畑、台帳、宅地外1筆、合計252.55平米に寿にお住まいの〇〇〇〇さんが農家住宅に転用する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できないため、許可相当と判断しました。

また、議案第145号と同時申請のため、併せて説明させていただきます。ページめくっていただきまして、6ページの145号のほうをお願いします。

島内〇〇〇〇番〇の〇、現況、畑、台帳、田外1筆、合計68平米に寿にお住まいの同じく〇〇〇〇さんが農家住宅を建設する計画です。農地区分は同じく第2種農地でありますけれども、周辺のほかの土地では計画が実行できなく、集落に接続しているため、許可相当と判断しました。

続きまして、すみません、ページ戻っていただいて、5ページのほうです。

議案第140号、笹賀〇〇〇〇番〇、現況、田、台帳、田、23平米を住宅敷地（通路）にする計画です。土地所有者である〇〇〇〇〇さんの亡き夫が住宅敷地の通路として利用しており、〇〇〇さんが相続して発覚したものです。農地区分は第1種農地です。追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、住宅敷地の2分の1以内の拡張で転用基準を満たしており、また顛末書も添付されているため、やむを得ないものと考えます。

続きまして、議案第141号、岡田伊深〇〇〇番〇、現況地目、畑、台帳地目、畑、324平米を農家住宅にする計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できなく、また集落に接続しているため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第142号、中川〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、台帳地目、畑外1筆、合計969平米を農業用物置及び通路に転用する計画です。農地区分は2種農地です。これは土地所有者である〇〇〇〇さんが農地とは認識せず農業用施設として利用しており、このことを近所の方に指摘され、農業委員会のほうに確認したところ、発覚したものです。追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、周辺のほかの土地では計画が実行できないことから、転用基準を満たしており、また顛末書も添付されているため、やむを得ないものと考えます。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断します。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、初めに議案第139号及び145号について、地元の委員のご意見を伺います。

島内でありますので、河野さん、お願いします。

河野農業委員

写真のほうを見ていただきたいと思いますと思うんですが、写真の一番上の段ですが、議案の139号と145号と同じ場所にあります。向こうに見える道路が国道19号線です。場所は下田というところで、松本市の一番北になりますが、数百メートル左のほうへ行けば、ラーメン大学があるところがございます。これをもう少し進めば、安曇野市になるような場所ですが、前も国道が通っていて、左側のところにはJR篠ノ井線が通っているところで、ここは自分とお母さんの名義になっていきますので、4条と5条、議案第145号と一緒に申請でございます。

この電柱の横の辺りから下のほうへ赤線が通っておりますが、それは鉄道で遮断されていて、もう利用できないということで、赤線の払下げを受けて、ここを一体的に農家住宅にするということでございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
それでは、現地を調査していただいた中川委員、お願いします。

中川農業委員 現場を見てまいりました。議案番号139と145ですが、4筆ありますが、見の見た目は全くの1筆で、一体となっているようなところですよ。河野委員さん、今ご説明いただきましたが、全くそのとおりでございます。農地としての利用は、現実的になかなかどうなのかというのが第一印象です。申請、問題ないと判断してまいりました。よろしくをお願いします。

議長 ご苦労さまでした。  
ほかの委員の方で本件について質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第139号及び145号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第140号について、地元の委員の方の意見をお願いしたいと思います。  
笹賀ですので、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 現地確認の写真の1ページの下になりますけれども、見ていただいて分かる通り、道路から自宅がこの手前側にあるんですけれども、もともと通路としてずっと使っていたということで、両側に垣根があって、その間を通路として使っていたということでありますので、この内容で、通路への変更といたしますか、許可で問題ないというように思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして現地を見ていただいた中川委員、お願いします。

中川農業委員 今のご報告のとおりです。入り口、道路があって、おうちがあって、その間の入り口のところのこの一角ですが、何でここだけ農地だったのというようなことで、追認の案件ということですが、このとおりで、やむを得ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
本件についてほかの委員の方で質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第140号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第141号について、地元の委員の方の意見をお願いします。  
141、岡田ですが、本日、中條さんが欠席ですので、事務局からお願いいたします。

保科主事 場所としましては、直線距離で、近くにセブンイレブンが東側のほうにあるんですけども、そこから300メートルほど行ったところになります。西村推進委員からも、特に問題はないというようなことで話しを伺っておりますし、現地も確認させていただきまして、集落もつながっておりますので、問題ないかと思えます。

議長 ありがとうございます。  
それでは、中川委員、お願いします。

中川農業委員 第1種農地ということですが、実態としては、道路と、あと向こう側に家とかがある場所です。問題ないと判断して帰ってまいりました。よろしくをお願いします。

議長 ほかの委員の方で本件について質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見、ご質問等ないようですので、議案第141号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第142号について、地元の委員の意見をお願いいたします。  
久保委員、お願いします。

久保農業委員 先日、現地確認いたしまして、〇〇さんとお話をしてまいりました。下の写真の車庫兼物置兼農事作業室の向こう側が国道であります。逆に、手前側が旧道です。結構敷地が広いんですが、ここには写っていませんけれども、土蔵が真ん中にあります。そこから手前側にずっとある建物が祖父の代からの牛舎だとかハウスになります。ただし、農地だという認識は全然なかったため、今回追認でお願いしたいということです。周辺等のことを考えても、何ら問題はないと思いますので、許可相当かと思えます。

議長 ありがとうございます。  
それでは、現地を見ていただいた中川委員、お願いします。

中川農業委員 これも追認の案件であります。どう見ても、これは昔からある物置、通路にしか見えないということで、今回追認ということですが、問題ないと判断して帰ってまいりました。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
ほかの方でこの案件についてご意見、ご質問等ありましたら、願ひいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ただいまから集約いたします。  
議案第142号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたしました。  
続きまして、議案第143号から149号の農地法第5条の規定による許

可申請承認の件のうち、先ほど審議が終了いたしました145号を除く6件について上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

保科主事。

## 保科主事

それでは、議案6ページをお願いします。

初めに、議案第143号、神田2丁目〇〇〇番〇、現況、台帳地目ともに田、1,047平米のうち99.7平米を〇〇〇〇さんが農業用倉庫を建設する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断しました。

次に、議案第144号です。島内〇〇〇〇番〇、現況、台帳地目ともに畑、50平米外1筆、合計239平米に山形村にお住まいの〇〇〇さんが一般住宅を建設する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できなく、集落に接続しているため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第146号、笹賀〇〇〇〇番〇、現況、台帳地目ともに田、外2筆、合計1,448.99平米に〇〇〇〇〇〇〇〇〇が建て売り住宅を建設する予定です。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できなく、集落に接続しているため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第147号、今井〇〇〇〇番〇、現況、台帳地目ともに畑、67平米を〇〇〇〇〇さんが一般住宅に転用する計画です。農地区分は第1種農地です。これは競売で買った土地に建っていた建物を壊し、全く同じ敷地で新たに建物を建てたところ、実は隣の農地に最初からはみ出していたということが発覚したものです。追認であることにつきましては、当時転用の許可申請が行われていれば、周辺のほかの土地では計画が実行できなく、また集落に接続しており、転用の許可基準が取れるため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案148号です。野溝西3丁目〇〇〇〇番〇、現況、台帳地目ともに田外1筆、合計874平米に芳川にお住いの〇〇〇さんが農業用施設に転用する計画です。農振農用地ではありますが、令和3年9月10日に農振用途変更済みです。農業施設ですので、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第149号、寿小赤〇〇〇番、現況、台帳地目ともに畑、235平米に寿にお住まいの〇〇〇〇さんが一般住宅を建築する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしく申し上げます。

## 議 長

初めに議案第143号について、地元の委員の方の意見をお願いします。

小林委員。

**小林農業委員** 143号、神田2丁目の農地ということで、10月22日に中川委員、私、事務局、計4人で見てまいりました。目的は農業用倉庫ということでございますし、この4ページにある写真の上にあるところですが、手前に中山線で太い道路が走っているということで、出入りには問題がないということもあり、倉庫についての申請については相当じゃないかということで確認をさせていただきました。  
以上でございます。

**議長** ありがとうございます。  
中川委員、お願いします。

**中川農業委員** 全く同様でございます。農業者にとって倉庫は必要ですし、場所、そういったもろもろのことを勘案しますと、いいんではないかと思えます。  
以上です。

**議長** ありがとうございます。  
ほかの委員の方で本件につきましてご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

**議長** それでは、集約いたします。  
議案第143号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

**議長** ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第144号について、地元の委員の方の意見をお願いします。  
島内でありますので、河野委員、お願いします。

**河野農業委員** 議案第144号ですが、一般住宅ということで、場所は国道147号線の橋がありますが、それよりも西の土手の上に拾ヶ堰があり、その堰の、のり上になります。〇〇さんは山形村で借家に住んでおりますが、お父さんか使用貸借権の設定をして、一般住宅で建たるということでございます。  
集落の一番端っこだですが、それ以外に適切な土地がないため、ここでやむを得ないということをお願いしたいと思えます。  
以上です。

議 長 ありがとうございます。  
それでは、中川委員、お願いします。

中川農業委員 お父さんの土地に息子さんが家を建てるとのことなのですが、左側は道路、それから前方におうち、この四方が全ておうち、道路という場所です。問題ないと判断してまいりました。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
ほかの委員の方でご質問等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、集約いたします。  
議案第144号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたしました。  
続きまして、議案146号について、地元の委員の方からお願いいたします。  
矢嶋委員。

矢嶋農業委員 先ほど140号で自宅への進入路の関係で許可いただきましたけれども、その入ってきた両側の土地であります。場所は笹賀の出張所の近くに松本短大がございまして、短大から北へ200メートルくらい行ったところで、周りが住宅に囲われております。この方ですけれども、ご主人が亡くなって、この枠で囲ってあるところを家庭菜園的に耕作していたということですから、ご自宅の敷地内、先ほど垣根があるということで、ずっと囲われて、その奥のところでもありますけれども、子供さんも東京のほうへ行っているということで、自分も仕事を持っていて、管理ができないという中で、建て売りで造成したいというお話があり、周りが住宅地に囲われていることから、問題はないかと思っております。よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
それでは、現地を確認していただいた小林委員、お願いします。

小林農業委員 やはり10月22日に中川委員と事務局4人で行ってまいりました。現地を見させていただいて、目的が建て売りというふうなお話ですけれども、問題ないと思って判断をしたところでございます。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員の方でご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、集約いたします。  
議案第146号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第147号についてであります。今井で境新田集落と下新田集落の間に当該地はあります。先ほど事務局からの説明のとおり、とても農地とは言えない。それで現状を見て、追認やむを得ないんじゃないかというように判断をいたしました。  
それでは、現地を見ていただいた小林さん、お願いします。

小林農業委員 写真の5ページの下にありますように、なかなか隣の方とトラブルがあったようですけれども、これを機会に自分のものにして解決ができたならば、ここを継ぐ方にとっても幸いなと思っております。この機会にぜひ農業委員としても解決の道を開いてあげたということで、許可相当ということで見てまいりました。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員の方でご質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思えます。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約いたします。  
議案第147号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第148号について、地元の委員の方の意見をお願いします。

窪田委員、お願いします。

窪田農業委員

148号ですが、写真も一緒に見ていただきながらお願いできればと思います。場所ですけれども、松本市の西部学校給食センターの北東150メートルぐらいのところ、写真で言いますと、左側のもう少し左の奥のほうになります。正覚寺というお寺があるんですけれども、そこから100メートルぐらい南側のところが今回の農地になります。お二人の方が譲渡人ということになっていますが、男性の方は既に会社員ということで、会社勤めしていますし、もともと農業と申しますか、耕作の関係についてはかなり消極的な方でありまして、それから、女性のほうはもう県外に嫁いでいます。よって、もともと耕作されずに、やや荒廃化している農地ということで、地元の皆さんも心配をしていたところなんですけれども、農地の北側はすぐ駐車場や資材置場になっています。また、写真見てもらえば分かりますけれども、西側、左側ですが、住宅地になっていて、写真の右側、東側と写真の手前、南側が農地になっているというようなところがございます。今回農業用施設を設置するということでもありますけれども、下水道設備もきちっと造っていただけるということでもありますので、ほかの農地に悪い影響を与えるということはないというように判断していますので、お願いしたいと思っております。

議 長

ありがとうございました。  
それでは、現地を見ていただいた小林委員、お願いします。

小林農業委員

今お話がありましたように、農業用施設という目的でございますし、見せていただいて、問題ないというように判断をさせていただきました。

議 長

ありがとうございました。  
ほかの委員の方でこの案件に対しましてご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、集約いたします。  
議案第148号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、議案第149号について、地元の委員の方の意見をお願いいたします。

河西委員。

河西農業委員 本件は、穂高に住んでいるお孫さんがこちらに帰ってきて、家を建てて、農業を継ぐということになっています。基本的にはよろしいかと思えます。写真の右側が田んぼなんですけれども、そこも〇〇さん所有地ですので、日当たり等で特に問題になることもないかと思えます。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
現地を見ていただいた小林委員からご意見をお願いします。

小林農業委員 農家住宅というか、後継者の別邸ということでございますし、問題はないということで判断をさせていただきました。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員の方でこの案件に対して質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約いたします。  
議案第149号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、議案第150号及び151号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について上程いたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
加藤事務員。

加藤事務員 では、総会資料8ページご覧ください。  
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。  
議案第150号、高宮中にお住まいの〇〇〇〇さんが高宮中〇〇、1,028平米について承認を受けるものです。  
議案第151号、島内にお住まいの〇〇〇〇さんが島内〇〇〇〇、1,876平米外14筆、計1万7,134平米について承認を受けるものです。  
うち6筆は特定貸付けを行っています。  
以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長                   ご苦労さまです。  
                          それでは、地元の委員の方のご意見を賜ります。  
                          小林委員。

小林農業委員        農業経営の証明願ということでございまして、せんだって確認をしてまいりました。先ほど事務局からのご案内のように、場所としては、国道端ということで、国道を少し入った奥で、高宮中という地帯でございます。いわゆる屋敷内、自分の自宅の中にこれだけの大きな面積を持っている中で、実際にはシュンギク、あるいはハウレンソウ、あるいは夏野菜のナスなどの残渣がありましたけれども、農業をやられているということは明らかでありますので、問題がないということで判断をさせていただきました。  
                          以上です。

議 長                   ありがとうございます。  
                          ほかの委員の方でこの案件に対しましてご意見、ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長                   それでは、集約いたします。  
                          議案第150号について、原案どおり承認される農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長                   ありがとうございます。  
                          全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
                          続きまして、議案第151号について、地元の委員の方の意見をお願いいたします。  
                          河野委員。

河野農業委員        〇〇さん、相続税の納税猶予を受けている方ですが、堀内推進委員さんと一緒に確認をいたしました。それぞれ水稲が作ってあって、それと特定貸付けのところは、ネギと大豆が作付してありました。特に問題なく利用されておりました。  
                          以上です。

議 長                   ありがとうございます。  
                          ほかの委員の方でこの案件に対しましてご質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約いたします。  
議案第151号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございました。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。  
事務局から報告事項のアからカについて一括説明をお願いします。  
加藤事務員。

加藤事務員 では、報告事項のアからカについて説明いたします。  
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。  
総会資料10ページからご覧ください。  
10ページ、非農地証明の交付状況の件、2件、11ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、4件、12ページ、公共事業の施行に伴う届出の件、1件、13ページから14ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、21件、15ページ、農地法第4条の規定による届出の件、3件、16ページから17ページ、農地法第5条の規定による届出の件、10件。  
以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局の説明のとおり、ご承知おきをお願いいたします。  
農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたしますが、あの時計で3時から再開いたしますので、よろしく願いしたいと思います。

(休憩)

議長 お待たせしました。総会を再開いたします。  
2部は推進委員の皆様にも出席をお願いしてありますが、推進委員の方の出席は、18名中15名です。  
その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。初め

に協議事項のア、第2期松本市農林業振興計画の策定についてを議題といたします。

まず、農政課から説明をお願いいたします。

中澤係長。

**中澤係長（農政課）** 農政課の計画担当の係長をしております中澤史郎と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

日頃から農政課の担当する業務につきまして、いろいろとご理解、ご協力を賜りましたこと、この場を借りて厚く御礼を申しあげます。

私からは、協議事項のアということで、第2期松本市農林業振興計画の策定についてということでご説明をさせていただきたいと思っております。

着座にて失礼いたします。

お手元に配付しております資料の当日資料の6－（1）－ア、第2期松本市農林業振興計画の策定についてという資料をご覧ください。

まず、すみません、資料のほうが当日の配付となってしまったことについて、お詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、内容のほうに入らせていただきたいと思います。

まず、1番、趣旨でございますが、松本市の総合計画を上位計画として、今後10年間の農林業の施策の基本計画となる第2期農林業振興計画の施策（案）について策定をいたしましたので、その内容についてご協議をいただくものとなっております。

経過といたしましては、2番となりますが、平成25年の5月に、まず松本市農林業振興計画というものを策定いたしました。当初の計画期間は、平成32年、令和2年度ということでしたが、上位計画となります総合計画が少し遅れた関係で、そちらとの整合を図るために、計画期間を1年延長して、令和3年度までの計画となっております。

平成29年の4月には、計画を基とした農林業振興条例の制定をいたしました。

それに伴いまして、既にさきに計画を策定しておりました農林業振興計画についても、条例との整合性を図るため、平成30年の9月に一部内容の変更を行っております。

令和3年に入りまして、8月の庁議にて第2期松本市農林業振興計画の策定について報告を終えた中で、今回の協議事項となっております。

計画の位置づけでございますが、本計画、農林業振興計画につきましては、先ほどもご説明いたしました、松本市の総合計画、今回策定されたのが基本構想2030・第11次基本計画というものが策定されましたので、そちらを上位計画として、その中、11次基本計画の中における7つの分野の基本施策のうち、農林業に関係するもの、こちらに4つ記載しておりますが、こちらの基本施策をより具体的に推進する計画として位置づけた計画となっております。

また、農林業振興条例、こちらにおいても、条例の振興施策を計画的に実施するものとして振興計画を定めるということになっておりますので、上

位計画である総合計画と振興条例、それぞれの具体的な計画として位置づけているものとなっております。

次のページをご覧ください。

農林業振興計画の施策の主な内容についてご説明をさせていただきます。

施策については、主に第1期という、既に進めました農林業振興計画がございますので、そちらとの比較で、主な変更点についてご説明をしたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、横になってしまいますが、右上に別紙1と書いてある表をご覧ください。

こちらが計画全体の体系図となっております。

左から順に右に流れていく形となりますが、左側には松本市農林業振興計画と書いてありまして、次に基本施策8つの柱という形となっております。8つの柱につきましては、先ほど申しあげました農林業振興条例の基本方針になっている4つの柱がありまして、そちらを中心として基本施策をつくってございます。これについては、農林業振興条例に基づいた基本施策になりますので、第1期との変更はございません。

続きまして、右に移りまして、この8つの柱にまたがる施策として、重点施策を新たに位置づけております。

こちらについては、総合計画の中にも重点戦略に位置づけられております環境を意識したゼロカーボン、DX・デジタル化の推進を全基本施策にまたがる施策として重点的に取り組むべきものとして位置づけております。

そちらから派生して、個別施策が26、上から順にございます。これらを基に、各農林業の施策を実施していく形になりまして、さらにこの先に予算でいくと、実施計画ですとか単年度の計画がこちらの計画の先にぶら下がる形となっております。

そのまま、もう一枚おめくりいただきまして、別紙2というのをご覧くださいと思います。

表が細かくて大変申し訳ございませんが、こちら、左半分が第1期の農林業振興計画における個別施策、全部で35ございます。右側につきましては、第2期での施策（案）、26の施策となっております。

主な変更点につきまして、簡単にご説明いたしますと、こちらは1-1から1-4の1番につきましては、まず農業の生産振興及び高付加価値化というタイトルでございますが、こちらについては、特段大きな変更点はございません。若干内容について、施策等の変化はございますが、大きな方向性としての変化は特段ございません。

2番目、第2期でいきますと、2-1から2-3になりますが、担い手及び組織、人材の育成という項目になります。こちらについては、第1期では2-1から2-5というふうに分かれておりましたが、第1期のときに細かい計画の分けをした関係で、今回の第2期においては、もうちょっと状況の変化に合わせて内容を統合し、分かりやすい計画となるように、2-1、中心となる農業経営体の支援、2-2、多様な担い手の確保及び支援というふうに、担い手に関する支援については、2つの項目に集約、ま

とめさせていただきます。

2期でいきますと、3-1、3-2になりますが、農業生産基盤の整備という項目になりますが、こちらについては、主に土地改良とかそういう関係になりますが、第1期では5つの項目で、これ、結構細かく分けていたんですが、重複する箇所が多いことから、主に生産基盤の整備に関するものと、それに付随して、災害に強いさらなる整備という形で分けさせていただきました。

4番につきましては、4-1から4-4となっておりますが、農地の保全及び集積・集約という項目になりまして、こちらについては、第1期の4-1、4-2につきましては、より一体的な施策展開で効率的な事業とするために、第2期においては、4-1、農地利用最適化の推進という形の項目にまとめさせていただきます、よりスムーズな事業展開を図っていくことといたしております。

5番を見ていきますと、5-1、5-2になります。こちらについては、地産地消、消費拡大及び食育の推進という項目になりますが、こちらについては、食育と地産地消についてを統合し、一体的に施策展開を図ることとし、市場の整備等については、引き続き継続的にしっかりやっていくということで削除しております。

海外輸出の関係につきましては、1期では5-4ということで位置づけておりましたが、今回は5-1の国内の販売促進と並行して海外でもやっていくということで、5-1のマーケティング推進のほうに集約させていただきます。

6-1から6-3につきましては、第1期と基本的に構成の変更はございません。

7、鳥獣の生息管理の項目につきましては、引き続きしっかりと取り組んでいくことで、方向性の変更は特にございませぬ。

8番です。林業の振興及び森林整備に関しましては、1期に治山という項目がありましたが、治山につきましては、基本的に県の事業ということで進めていく関係で、森林造成の中で一体的に取り組んでいこうということで、8-5、治山については、8-1の森林造成へ統合させていただきます、また新たな制度として、森林環境譲与税と森林経営管理制度というものが始まっておりますので、こちらについては、新しい項目として新たに位置づけたものとなっております。

第1期から第2期への個別施策の流れについては以上となります。

柳澤農業委員

すみません、その第1期、第2期というのは、どういう期間を言っているんですか。

中澤係長（農政課）

第1期につきましては、当初計画を策定いたしました平成25年の5月をスタートとして、先ほどご説明した令和3年度末までのものを第1期としております。

第2期につきましては、令和4年から10年間の計画ということで、令和

4年から令和13年度までの10年間で第2期という形で計画を立てることとしております。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、そのまま進みます。

もう一枚おめくりいただきまして、別紙3、ちょっとまた表が大変細かくて申し訳ございません。

こちらにつきましては、今ご説明させていただきました個別施策26に分けておりますが、こちらの各施策の具体的な内容と主な事業、取組みをまとめた表となっております。

こちらにつきましても、先ほどご説明させていただきました主に大きく変わったところ、表でいきますと、黒い太字の点線で囲われたところが今回の計画で重視、新たに変更があった点になりまして、上から順にいきますと、2-1、中心となる農業経営体の支援、こちらについては、主に認定農業者ですとか、農業経営体に対する支援の拡充と、支援を行っていく形でまとめております。

それ以外のほかの新規就農者ですとか、そういったところにつきましては、多様な担い手の確保の支援という項目におきまして、各種事業の展開を図っていく予定となっております。

こちら、右のほうに主な指標ということで、現状値、目標値という形でそれぞれ設定しております。現状値につきましては、令和2年度末もしくは令和3年度の数値で、目標値につきましては、先ほどご説明させていただいた第2期のこの農林業振興計画、10年を予定しておりますが、令和9年度に中間見直し、状況の変化等もありますので、中間見直しをする予定となっておりますので、最初の目標値につきましては、令和8年を目標とした数値設定をさせていただいております。

続きまして、3-1、3-2につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、3-1については、基本的な用水とかの生産基盤の改修等をさせていただきまして、さらに災害に強い農業基盤を造るということで、ため池の改修ですとか、そういったものを3-2という形で新たに位置づけた内容となっております。

次、おめくりいただきまして、4-1、農地利用最適化の推進になりますが、こちらについては、人・農地プランですとか、本市におきます土地利用型経営規模拡大奨励金制度の推進を図りながら、農地の集積・集約を引き続き進めていながら、併せて遊休荒廃農地対策の推進を進めていくものとなっております。

下に行きまして、5-2で地産地消と食育の推進、こちらにつきまして、今まで地産地消と食育を分けた形で計画位置づけておりましたが、近年、もう食育と地産地消を一体的に推進していく事業を展開しておりますので、こちらについては統合した形で今後進めていく予定となっております。

下のページ、3ページに行きまして、森林造成につきましては、先ほどご説明しましたように、治山事業を新たにこちらの中に位置づけて、計画的に森林計画に基づいた森林造成事業を行っていくという内容となっております。

一番下の森林経営管理制度につきましては、全く新しく始まった事業となっております。こちらの松本市の森林環境課のほうでやっている事業となりますが、山の荒廃を防ぐために、森林環境譲与税を活用しながら森林整備を計画的に進めていくということで、新たな計画として位置づけております。

次以降、別冊となっておりますのが、個別施策26の施策につきまして、現状と課題から指標に至るところまでについての詳細な計画となっております。

基本的には、この農林業振興計画のこの個別施策（案）、個別施策に基づきまして、さらに実施計画、単年度でやっています実施計画、予算をこちらの計画に合わせた形で盛り込んで、新たな農林業の振興を図っていくものとなっております。

今後の予定でございますが、こちらで計画のほう、ご協議いただいて、また素案という形になった段階で、庁議、市議会の委員会のほうでさらに協議を進めてまいりまして、庁議、市議会委員会の協議を終了後、パブリックコメントを実施し、市民の皆様のご意見を反映した上で、最終的な計画として今年度、令和3年度中の策定を考えております。

振興計画の説明については以上となります。

議 長

お疲れさまでした。

それでは、皆さんから質問、意見等をお聞きしますので、挙手の上、発言をお願いいたします。

じゃ、柳澤さん。

柳澤農業委員

本郷地区の柳澤ですが、すみません、ちょっと初めて見た資料で、感触としては、非常に大事な、今後の農業委員会の活動にとっても関係してきそうな非常に大事な内容だろうというふうに拝察いたしました。

それで、これ、具体的に今年度中にこの計画を確定したいというお話でしたけれども、この内容について、農業委員会の中で何か議論をする、そういう機会っていうのはあるんですか。

あるいは、パブリックコメントで、先ほどいろいろ広くこれに対する市民の意見を求めるということなんですけれども、そこら辺のところは、パブリックコメントだけなのか、あるいはこういう農業委員会の中で個別に何かこれについていろいろ意見を求めたり、というふうな機会があるのかどうか、ちょっとそこだけ知りたい。

議 長

じゃ、板花補佐から農業委員会の考え方をちょっとお話しします。

板花局長補佐

本日の協議事項で、当日配付ということで、大変恐縮ではございますけれども、この協議の中でご意見いただければありがたいということがまず1点。

それから、多分また見返してみて、いろいろなご意見出てくる可能性がある

りますので、農業委員さん、推進委員さん個人として、またパブリックコメントの場などを利用して、あるいはパブリックコメントじゃなくても結構ですので、事務局を通じて、また農政課のほうにつなげていくというようなこともできますので、時期的にはいつになりますかね。

**中澤係長（農政課）** 今ご説明させていただいた内容ですので、ご意見等、当然これから見ていただいた中で出てくると思います。ご意見につきましては、まず1つのめどとして、11月の下旬ぐらいを半ばに、一旦いただきたいと思っております。

ただ、先ほどご説明しましたように、こちら、これから庁内での庁議の協議ですとか、市議会での協議、パブリックコメント等も踏まえて、最終的には、成案として出てくるのは、恐らく1月、パブリックコメント終わるのが1月過ぎぐらいになりますので、それぐらいまでにご意見をいただければ、施策に反映したりとか、そういう形で対応していきたいと思っております。

**議 長** 柳澤委員。

**柳澤農業委員** ただね、これ読んでいて、一番よく分からないのは、令和8年の中間目標値ですか。これがどういうふうにして出てきたのかというのがよく分からないんですね。

これはもちろん添付の個別施策を読んでみると、ある程度分かるのかもしれませんが、例えばですよ、一例を挙げると、8-3に松枯れ対策ってございますよね。現状、10.7ヘクタールについて対策が講じられているということだと思んですけども、これが8年度までに15ヘクタール。私の感覚的には、松枯れはもっともっと進むような気がするんですよ。ですから、この15ヘクタールという値が本当にどういうふうにして出てきたのかというのは、一例を挙げるとよく分からない。そういうことなんですけれどもね。

**議 長** じゃ、個別の数値の出どころだけ、ちょっと分かる範囲でいえますか。松枯れ、今、具体的に、それぞれこういう今の質問みたいな感じでは、それを見れば見るほどまた出てくると思うんですが、今、11月の半ば……

**柳澤農業委員** いえ、ですから今、一例なんですけれども、要はこの中間目標値というのが、どういう考え方というか、どういうふうにして出されてきたのかというのが、この資料だけ見てもさっぱり分からないというのが正直な感想なんです。本当にこの数値が妥当なのかどうか。

これに対しては、当然予算が必要になってくると思うんです。いずれの項目についてもね。その辺の予算の手当てというのは本当に可能なのかどうか。そこら辺が、そうでないと絵に描いた餅になってしまう可能性があると思っております。

議長 具体的に今の質問に対して、予算がどのぐらい担保しているか、また目標は年次で正しいかという、その答えはできますか。

中澤係長（農政課） ご質問ありがとうございます。

確かにそのとおりで、計画を立てても、それが実行されなければ、確かに絵に描いた餅という形で終わってしまうかと思います。

ただ、すみません、目標値に関しましては、特に森林、今ご質問、たまたま一例としていただいた森林部門につきましては、そちらの担当する課、森林環境課のほうで一応計算というか、状況を見た中でつくった指標となっておりますので、この場ではちょっとご回答ができないことと、そのほかの指標につきましても、各担当で事業を実施していく中で、今までの実績とか踏まえた中で目標値という形で設定はしておりますので、当然その根拠につきましては、一つ一つあるとは思いますが、それについては、ちょっとこの場で私、全部説明し切れないもんですから、そういった形でご意見をいただければ、それに伴って回答するという形になるかと思いません。

久保農業委員 議長。

議長 ちょっと待ってください。  
はい、お願いします。

久保農業委員 これだけの項目を策定、すごい労力で策定していただいたと思いますが、一つ一つやっていかないと分らんのでしょうか。現実には、今、柳澤さんおっしゃいましたけれども、数値目標にばかり、ほかのものに関してもみんなそうだと思うんですが、今後どういうように、策定をしていただいたのを進めていくんですか、個別に。それがちょっと見えなくて、一堂に会して、じゃ一つずつやりましょうかってわけにはこれはいかない膨大な資料ですよ。どのようなやり方というか、行政の考え方としては、一つずつどのようにやられていくんですか。

議長 じゃ、局長のほうから。

小林局長 すみません、役所全体なんですけれども、こういった大きな計画につきましては、それぞれ担当している部署で、課のほうで実施計画から始まって、一番の大本は、先ほども説明あったとおり、市の基本計画があるんですけれども、それにぶら下がって、各事業の計画というのを毎年毎年、3年ローテーションで組んでいまして、その積み上げで、この先この事業をどういうふうにしていくんだという計画を立てています。それに基づいて、ここに数字が上がってきているということになりますので、全くでたらめと言えおかしいですけれども、当てがなくて数字が出ているわけではなくて、それぞれの課で計画を立てたもので載せているという形になります。

ので、その部分が確かにこれだけを見ると出てきませんので、なかなか理解しにくいところがありますけれども、委員の皆さんにお願いしたいのは、こういった各事業の方向性ですね。この分野だったら、こういうことをこういう方向でこの事業を進めていきますよというところを見ていただいて、大きな目と言えはおかしいですけども、ちょっと高いところから見ていただいて、市の進むべき、やるべきことがこの計画の中に網羅されているのかどうか、こういったことが抜けているんじゃないとか、そういった市全体として大きな目で見ていただいて、ご意見をいただければなということをお願いしたいと思います。

#### 久保農業委員

趣旨はよく分かりました。

今、柳澤さんからもありました1つの例として松枯れとか云々、これは四賀でも、私、対策委員長というか、兼務しておりますけれども、例の梓川のほうへ行きました森林環境課ですかね。あの関係になっていることが今の説明でよく分かっておりますけれども、だから、失礼な言い方するけれども、自分が関連あるというか、非常にあれがあるという項目に関して、非常に数値も見て、予算云々がどうというところまでは行きませんが、非常に前向きにやってくれているのか、もしくはこれはもうやらないかなとかいう意味のことは、解釈はそれなりにできると思います。

ただ、これは毎年毎年のことですよ。策定でやったものですからね。一応それなりに納得いたしました。膨大な資料ですので、はい。

#### 議長

どうですかね。

じゃ、すみません、上條さんで行きます。

#### 上條農業委員

お願いといえばお願いですけども、今日の農業新聞見ても、日本という国が世界に向けて脱カーボンの目標値、かなり厳しい目標値を出すわけですよ。それで、海外との関係においても、ある意味、本当にやっていかなきゃいけない日本としての義務みたいのも伴っていると思うんです。

これを見ていると、やっぱり時差がちょっと強過ぎちゃって、それでやはり国と並行するように、松本市独自として、やはりそういうような問題についても、こういう農業の施策をつくるときに、やっぱり色濃く感じられるような施策をやっぱり用意してもらいたい。それはすごく感じます。

私、今日ちょうど県の人々が午前中来て、同じことについてどうしたらいいかなど、こう言われるわけね。品目とかいろいろなもので、今後農業で長野県や松本市が残っていくためにどうしたらいいかねって聞かれています。具体的にはなかなか出せないけれども、私も施設やっていて、脱カーボンというときに、例えば松本市は、本当に一定の施設についてはより一層脱カーボンが進むように、中の内装とかそういったものに対して補助をしっかりと出すとか、そういうようなものをもっと具体的に盛り込んでもらいたいと思います。

それから、もう一点だけ。

さっき僕の聞き間違いかもしれないけれども、輸出っていうのを地産地消のほうに力を入れるって言わなかった。

中澤係長（農政課） よろしいですか。

議 長 はい、どうぞ。

中澤係長（農政課） 輸出につきましては、今まで単独で輸出という項目あったんですが、マーケティング推進という中で、国内の販路拡大をそちらでやっていたので、そちらと一体的にやるということで、地産地消とはまた別、海外は別です。

上條農業委員 ああ、別ですか。

中澤係長（農政課） 今までは国内販路拡大と海外の輸出という形で計画を立てていたんですが、ちょっとなかなか海外がそれほどまだシフトが行ってないものですから、まずは国内販売を重視した上で、当然6次産業化も含めて海外の展開もありますので、それはマーケティング推進事業の中で一体的にやっていくということで、そちらに統合した形になっております。

地産地消については、今まで食育と別でやっていたんですが、地産地消と食育というのは、やっぱり事業をやっていく上で、切り離せないものなので、一体として今後やっていくという話ですね。

上條農業委員 私も数日後に海外とちょっとリモートで輸出の話をするんですけども、今回は具体的に物を持ち出して行って、そしてデザイナーにもデザインしてもらったりしてという、その手法的にね、とかく農家の人たちが行って売り込みをやってくるというケースは多いでしょう。市長が行ったりして。飾り物みたいな人たちが行ってもどうにもならないわけで、より具体性を持って、ビジネスとして成り立つような手法に対して、市がやっぱりバックアップをしっかりとってもらうというようなことはお願いしたいなというふうに思います。

人口はどんどん減って、米も余っているんだけども、じゃどうするんだと言っても、作っている本人たちも含めて、なかなか今、壁にぶつかっている状態で、うまいなら、何でうまいんだとか、海外で人気のあるようなおすしにしたら、あっ、日本の米は本当にうまいんだとかというふうに、具体性を持てるようなところに、そういうイベントに対して、より予算とかそういったものをつけてほしいなと思います。

以上です。

議 長 じゃ、要望としてね、グローバル、脱カーボン、SDGsもそうだけれども、それで、あとはマーケティングの在り方とよって立つところをもう一度目指すと。

じゃ、細江さん、お願いします。

**細江農業委員**

今、上條さんの言われたゼロカーボンということで、重点項目になっています。今までの施策と、これ、ちょっとざっと見ただけなんで、環境農業という、個別施策では環境農業というところにあると思うんですけども、これが前回のやつと代わり映えしないという、1期と2期でそんなに変わっているのかなという、重点項目というのに置いて、置いた名前だけ重点項目にただけというふうな感じで、先ほど上條さんが言われたとおり、松本の特徴を出す、今年5月に、先ほど言われたように、農水省のみどりの食料システム戦略というものをしています。全面的に有機農業とかそういうものを推し進めてきているわけですけども、こういった国の施策を具体的に落とすのは市の段階だと思うんです。そこら辺の施策が出てきたら、いち早く取り上げていっていただきたいと思います。

**議 長**

では、中澤さん、そういうことで、承って、そっちで消化して、担保して、予算つけてもらって、文言に出してもらおう。

**中澤係長（農政課）**

そうですね。じゃ、一言だけ。

ありがとうございます。確かに環境農業につきましては、こちらに挙げている1-3の環境農業の中心につきましては、有機栽培ですとか、そういったものが中心となっている施策となっております。

先ほどご指摘いただきましたように、例えば農業の有機化だけでなく、皆さんが実際に農業をやられている中で、省力化とか効率化を図ることによって、先ほど言った施設のほうも、より省力化、効率化を図ることによって、トータル的にカーボン、ゼロカーボンというか、環境に優しい農業という形もありますので、そういった施策については、こちらの、今具体的にはまだ記載はないんですが、全体的に農業を推し進めていく中で、ゼロカーボンをしっかりと視野に入れて、今後の、市の基本計画の重点戦略でもありますので、農業においても、重点的、より効果が発揮できるような施策展開を今後しっかりと図っていきたいと思います。ご意見どうもありがとうございます。

**議 長**

じゃ、倉科さん、お願いします。

**倉科農業委員**

すみません、梓川地域の倉科です。

ちょっと個別のものは、今ざっと見た中では、非常にちょっとご意見申し上げたいところはたくさんですけども、ちょっとそれは置いておきまして、先ほどご説明いただいた別紙3のところ、現状値ということで、主な指標を記載されていますが、これ、1期の計画の結果、こういう数字になっているということだと思っておりますけれども、これは1期の計画として達成していたのか。それが成果としてはしっかり上がっていたものなのか。あるいは未達成だったのか。なかなか効果として表れなかったのか。その

○、△、×ぐらいでいいんですけども、そういったものをここに併記していただいた上で、2期の目標である令和8年の数字というのを見ていく必要があると思いますので、1期の評価、それをお示しいただければ、我々もこれを見たときに、1期の数字というのはいいかどうかというところが、正確に判断できるかどうか分かりませんが、それは1つの指標といえますか、判断材料になると思いますので、支障のない範囲でできるだけ示していただくようなふうにしていただくといいかと思います。

以上です。

議長                    そういうフィードバックはあれですかね、営みとして。

中澤係長（農政課）   ありがとうございます。第1期の農林業振興計画に指標としてつけたものに関しましては、ホームページ上で毎年その進捗状況については公表しております。当然それを踏まえた形での第2期という形になっておりまして、ご指摘あったように、達成はしっかりできたもの、もう少しで達成できたもの、実際にはちょっと厳しかったものというふうにいるいろいろな内容がございますので、そういったものを踏まえて、ご指摘いただいたように、振興計画にのせる方向でまた検討していきたいと思っております。ご意見どうもありがとうございます。

議長                    じゃ、塩原委員。

塩原（至）農業委員   波田の塩原です。

ちよっとこの場で聞くのも変かな。分からないんですけども、波田で昨日、農業振興というか、遊休農地の関係の会議を開いたんですよね。そこである農事組合法人の会長さんがよその会長さんとリモートで会議を開いたみたいで、そのときに、耕作放棄地につきまして、ある県が独自に3年間放置した場合には、強制的に作物をほかの人に作らせるというようなことを言ったんですよね。そういうのが現実にあるのか。もしあれば、そういうふうにしていくことによって、遊休農地とか放棄地が減っていくのではないかと思いますけれども、そこら辺のところは、何か情報は入っていますかね。

議長                    それは、ちよっと農業委員会に直接関係あることだが、農政課のほうで把握していますか、そういう事例みたいなものを。

じゃ、板花補佐。

板花局長補佐           遊休農地、耕作放棄というか、3年放置した場合に、強制的にそこを担い手が借りて何か作物を作るといようなお話だったかと思っておりますけれども、そのような話はまだ聞いたことがないですし、少なくとも県内で聞いたことはないですし、松本市内ではないです。

塩原（至）農業委員 新潟県だか、山形県だかと言っていたんですね。

議長 その情報は、ちょっと後刻また聞いて、またそれぞれ事務局で調べます。  
じゃ、この振興計画のこれに特化した中で、皆さんにご意見をお伺いしますけれども。  
じゃ、大沢推進委員。

大沢推進委員 ちょっとお聞きしたいんですが、7番の鳥獣の生息管理のうちの7-1の被害防除の主な取組ですね、事業の取組。地域住民との協働による防護柵の設置事業とあって、その下にも緩衝帯整備とあるんですが、現実において、四賀の私、今、対策協議会のトップをやらせていただいているんですが、30何キロですね、防護柵を市の補助によって設置しましたんですが、全然設置できない集落があるんですよ。そこはどういうことかということ、高齢化で、あるいは住民の流出によって世帯数が少なく、協働事業ができないんです。それで、我々対策協議会に対して、何とかならないかと言っているんですが、対策協議会のほうでも、出て行ってやっても、日当も何もないんですよ、はっきり申し上げて。だし、市のほうからは材料は提供されますね。それで、緩衝帯整備に対しては、初期の段階においては、5メートル幅でもって幾らっていうあれが出ましたですね。そういうのはこれに入っているんですか。

防護柵の設置を住民がやった場合、前回の平成26年度に実際初めて取り組んだんですが、そのときと同じ条件でもってやるということがうたわれているんですか。

議長 どうですか。個別事案、防護柵。

中澤係長（農政課） 今回のこの計画の中については、今ご指摘あったような、個別、具体的な事業の計画までは入っておりません。

今回ご説明したのは、先ほど事務局長がご説明しましたように、方向性としては、この防護柵というのは、ないわけにはいかないの、防護柵を設置していくという方向性はこの計画にありまして、今ご質問いただいたような、本当にもっともっとミクロですね、単年とか時期的に見ていった施策については、そういった今までの課題を踏まえて、この計画上は推進していくこととなりますので、予算の確保ですとか、先ほど説明しました実施計画とか、そういったところで具体的に盛り込んで、皆様の施策に反映していくという形にはなります。

方向性としては、防護柵、緩衝帯は引き続き、ないわけにはいかないの、市としては、防護柵の維持と設置をしていくということはこの計画の中のものとなっております。

大沢推進委員 そうすると、あれですね。我々市民のほうとしては、予算づけになった段階でもって、初めて具体的に分かるということですか。

中澤係長（農政課） 当然今、そちらの協議会等を開催して、市のこちらの農政課の職員もやっていると思いますので、まず、そういったところでやっぱり具体的に課題をしっかりと上げていただいて、予算化するということですね。こちらはしっかりと受け止めて、予算化を何とかしていくとか、事業の細かい方向性を修正していく中で予算化になりますので、予算を先につくってから皆様にお示しというよりは、その協議会の中で課題等をしっかりと一緒に整理させていただいて、実施計画等にもしっかりと反映して、よりよい施策にしていきたいという形にはなっております。

大沢推進委員

先頭に立ってやる者にとっては、具体的にどうだというのが欲しいんですよ、はっきり申し上げてですね。例えば、今年度は防護柵がこれだけという、はっきり言って、メーター数でおよそこれだけとかで結構なんですけど、そういうのが欲しいんですよ。

それはそれでいいとして、もう一点、8-3の先ほど皆さんから松枯れ対策出ているんですが、5番の個人の庭木や地域の松等を守るため、樹幹注入と言うんですが、現市長さんは、はっきり申しまして、我々との約束をもって今年度は樹幹注入するが、来年度は中止ということになるんですよ。これ、うたっていていいんですかね、樹幹注入というのを。

個人のというのは、はっきり言って、個人は個人でもって勝手にやるよという私の考えなんですけど、地域の松を守りたいんですよ、はっきり言ってね。だから、現実においては、もう樹幹注入というのは、市長さんはもう頭の中にはないはずですよ、はっきり言って。それをここにうたっているということは、まだやる気があるということで理解していいんですかね。

議 長

どうぞ。

中澤係長（農政課） すみません、こちらの森林のほうの計画につきましては、先ほどご説明しました農林部から離れてしまった森林環境課というところで、再度整理した中での取組という形に位置づけておりますので、こちらに書いてあることについては、やらないということはないと思います。それは、今までの経過とか当然踏まえた中で第2期をつくっていますので、そういう方向でやっていくという形になっております。

こちらの森林の内容につきましても、農業委員会さんとは別にある森林の振興協議会という協議会がございますので、そちらで同じようにこの森林の施策についてご協議をいただいておりますので、もしそちらでもそういった指摘があれば、修正が入るかもしれませんが、現状としては、森林環境課で今までの経過も踏まえた中で、こういう施策を次期でもやっていきたいという形で位置づけておりますので、ここに書いてあるものは、今の計画の案としては、やっていく方向で位置づけるものとはなっております。

ちょっとすみません。そういった回答になってしまって、申し訳ございま

せん。

議長 いいですか。テリトリーとして、我々、グローバルな視点からこの計画に対して意見を言うのですけれども、もちろん細部にわたって言うと、やっぱり農業委員会は農業委員会でアクションしなければいけないしということの中で進んでおりますので、大局的に、局長も申し上げましたように、そういうことで、現状ご意見を伺っております。

大沢推進委員 最後にたった1点だけ、お答えは要らないですが、5-2の地産地消と食区の推進というところに、ぜひジビエというものも入れていただきたいと思うんですよ。生き物を大事に最後までという考えで、よろしく願います。

中澤係長（農政課） ありがとうございます。

議長 ほかに。よろしいですかね。

[質問、意見なし]

議長 じゃ、今、貴重な意見を伺いましたし、これが最終的な計画になるわけでもありませんけれども、それぞれ11月末くらいまでに皆さんのご意見を伺いながら計画を立てる。当然それぞれの皆さんがおっしゃられたとおり、その計画はいいけれども、やっぱり予算の担保なり、現実に何をやってもらうかという営みだと思しますので、じゃこれ、この辺で質疑のほうを閉じさせていただきます。

全員の方にお伺いしますが、本件についてご了承いただける方の委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は了承するということで決定いたします。  
では、農業委員会の質疑を踏まえて、また松本市農林業振興計画がさらに充実したものになるようお願いいたします。

中澤係長（農政課） ありがとうございます。

議長 次に、協議事項のイ、令和3年度農業者年金加入推進活動についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
増澤主事。

## 増澤主事

農業委員会事務局の増澤でございます。

着座にて失礼いたします。

総会資料18ページ、農業者年金加入推進活動についてということで協議事項をお願いしていただいております。

こちらの協議事項に入る前に、まず農業者年金について簡単にご説明をさせていただきますと思います。

総会資料に同封させていただいた「農業者年金について」という資料、3枚でつづつある資料、お手元にありますでしょうか。

では、農業者年金について簡単にご説明をさせていただきます。

もう既に加入されている方ですとか、制度について詳しくご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、ごくごく基本的なことだけご説明いたします。

まず、サラリーマンの方には厚生年金による国民年金への上乗せがありますが、農業者の方は基本的に国民年金だけです。老後の生活費を自分で準備するという点で、いささか心もとないところがあります。その農業者の方が加入できる年金制度が農業者年金になります。

農業者年金は税制面で優遇があります。また、若年層には保険料の国庫補助による政策支援があるなど、農業者の方が安心して農業に従事できるように支える制度でありまして、また職業として魅力のある農業を目指しています。

農業者年金への加入資格ですけれども、3つ要件がございます、その全てを満たしていることが必要です。年間60日以上農業への従事、国民年金第1号被保険者であること、20歳以上60歳未満であること。

従事日数を満たせば、農業経営者の方だけでなく、配偶者の方、後継者の方、パートさんだとか、そういった方も加入できます。農地の権利名義を持たない方でも加入することができますので、そういった方で加入を検討されている方がいらっしゃったら、お勧めをお願いします。

国民年金第1号被保険者でないと加入することができません。農業法人の構成員の方の場合は、農事組合法人の方で国民年金第1号被保険者であれば加入できますが、株式会社の方は厚生年金の対象となるため、加入はできません。

3番目、農業者年金の加入の年齢ですけれども、国民年金の加入と一緒にありますので、20歳から60歳未満ということで加入がいただけます。

2ページ目をご覧ください。

加入の種類になります。

大きく2つの種類がございます。保険料の国庫補助を受けない加入、通常加入と呼ぶものと、保険料の国庫補助を受ける加入、政策支援加入という2つがございます。

まず、通常加入ですけれども、毎月の保険料が2万円から6万7,000円の間で自分で選ぶことができます。金額については、加入後に見直すこともできます。経営状態がいいときは多少多く掛けて、ちょっと苦しいなというときは少なく掛けるというふうなことができますので、経営の状態だとか、老後の設計に合わせて保険料を選べます。

通常加入の方は、ご自身が払った保険料を農業者老齢年金として受給することになります。原則、65歳の到達によって受給することができます。

次に、政策支援加入ですが、保険料の国庫補助があるタイプの加入になります。一定の要件を満たす農業者に対して保険料の国庫補助があります。補助の要件としては3つございまして、60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれる方、農業所得が900万円以下の方、認定農業者で青色申告者など、次のページの国庫補助対象者と補助額の表の必要な要件に該当する方が当たります。

補助の金額なんかは、年齢ですとか区分によって変わってまいりますので、また表をご覧くださいいただければと思います。

保険料ですけれども、国庫補助を受ける場合には、月額2万円、トータルが2万円という金額を動かすことができませんので、多く掛けたいなという方は、どうしても通常加入で入っていただく形になります。

次、保険料の国庫補助期間ですけれども、補助期間は最長で20年間になります。35歳以上で加入した場合は10年が限度となりまして、35歳未満であれば、35歳未満の期間と35歳以上の期間の合計で20年間が限度になります。

区分の要件を満たさなくなった場合には、通常保険料ですとか、ほかの補助区分への変更が必要となってまいります。

次のページをご覧ください。

国庫補助部分を特例付加年金として受給する要件がございます。先ほど通常加入は、ご自身を積んだ分を65歳になったらもらうというものになりますけれども、国庫補助部分というのは、農業経営から撤退することが条件になってまいります。ですので、自分の後継者の方だとか、第三者の方に農地を権利移転したりだとか、農業経営から引退されるということが必要となってまいります。

旧制度では、65歳の何日前に農業経営から引退しないと、そのプラスの分がもらえないという制度だったんですけれども、今の新制度は、65歳以降でも特に何歳までにしなきゃいけないということはありませんので、農業経営から撤退した時点でプラスの部分がもらえるというふうな制度になります。

老齢年金と付加年金のイメージについては、下の表のとおりですので、またご覧くださいいただければと思います。

国庫補助の部分というのは、ご自身の経営を後継者だとか第三者に移譲しないことにはもらえない部分になりますので、加入される方がいらっしゃる際には、いつまでも現役でやるという思いがある方であれば、通常加入のほうが適しているかなと思います。ある程度のところでリタイアする予定もあるとか、経営を譲る予定があるという方については、政策支援加入も検討していただければと思います。

次のページに移ります。

### 3、税制面の優遇措置です。

農業者年金は、税制面でも民間の個人年金の保険とは違って優遇措置があ

ります。代表的なものとして、支払った保険料が全額社会保険料控除になります。これは、その年に支払った家族分も含めて、保険料の全額が社会保険料控除の対象になりますので、その経営状態だとかに合わせて、また金額なんかも検討していただければいいのかなと思います。

その他、いろいろ非課税とか控除とかというものがありますので、またご覧ください。

4番、脱退についてです。

脱退は任意でしていただくことができます。ただ、脱退の一時金というものがございませんので、加入者の方が支払った保険料と年金の裁定までの間の運用益の分というのは、将来年金として支給されるということになります。なので、もしどうしても途中で引き出したいとかということとはできないものになりますので、将来もらう分だということでご理解いただいております。

最後、ほかの年金との関係ですけれども、まず農業者年金に加入していただくためには、国民年金の付加保険への加入が必要になります。これは義務となっておりますので、農業者年金に入りたいという方がいらっしゃれば、必ずそちらの付加保険のほうも加入いただくことになります。

国民年金の付加保険は、通常の保険料に加えて月額400円保険料を納付することになりますが、お得な年金だというふうに聞いておられて、2年間受給すると元が取れるというふうなことも聞いておられますので、これだけでも入ったらいいんじゃないかという説明も農業者年金基金のほうでしておりました。

次に、国民年金基金ですとかイデコ、確定拠出年金との同時加入はできない制度になっておりますので、現時点で既にそういったものに入られている方というのは、そちらを脱退して農業者年金に入らせていただくという形になります。

ただ、そちらのイデコですとかそういったところだと、脱退となった場合でも、口座管理費とかそういったものが発生するというふうにも聞いておられますので、もう現在ほかのものに加入されている方というのは、そういったメリット・デメリットを比較していただく必要があるということも十分ご説明をいただければと思います。

農業者年金について、簡単な説明ではありますが、基本的な部分については以上となります。

では、定例総会の資料18ページ、協議事項のほうへ戻ります。

15ページをご覧ください。

今回の協議事項は、農業者年金加入推進活動ということで、この令和3年から令和4年度が加入者累計13万人早期達成及び中期目標達成2か年運動ということになっておりますので、その加入目標が達成できるように取組を協議していただくものです。

加入推進強化月間は、令和3年11月から令和4年2月までとさせていただきます。

加入目標の数ですけれども、2か年で10人の目標、今年度は単年度で新

規加入5名、内訳として、若い方、20歳から39歳までの方が2人、女性が3人というような目標を立てさせていただきました。

加入推進の方法ですけれども、事前に郵送させていただいた封筒の中に加  
入推進名簿がございます。そちらの名簿には、認定農業者の方ですとか、  
そのご家族の方で農業者年金に未加入の方を抽出させていただいておりま  
す。そういった方を中心に、JAさんのほうに事務の担当者の方もお見え  
になりますので、そういった方と連携をしながら、戸別訪問等によって加  
入推進活動をお願いいたします。

そういった名簿の登載がある方以外にも、農業者同士の会合なんかを通じ  
て、こういった制度の周知ですとか、加入の働きかけを行っていただけれ  
ばと思います。

農業者年金、必ず入らなきゃいけないというわけではないんですけれども、  
お得な制度だということもございますので、後に年を取ってから、あのと  
き入っておけばよかったな、何で知らなかったんだろうなという方がいな  
いように、こういう制度がありますよということの周知に力を入れていた  
だければと思います。

委員の方、推進委員の方をお願いしたいのは活動内容の報告です。封筒の  
中に農業者年金加入推進活動記録簿を一緒に入れてございます。この11  
月から2月までの間に活動した内容について記載をいただくことになっ  
ております。いつ、どこで、誰とどんな活動をしたというふうなことで書い  
ていただければと思います。こちらの提出期限が令和4年の2月の定例総  
会とさせていただきますので、その2月の総会の際に、そちらの用紙に  
記入をして、お持ちくださるようお願いいたします。

そちらの期間中の活動に応じて、6番、加入活動推進報償費というのがあ  
りますので、そういった活動の報告に基づいて、令和4年の3月に報償費  
を支給する予定でございます。

19ページに現在の農業者年金の加入状況、記載がございますので、参考  
にご覧ください。

最後になりますがお配りした加入推進名簿ですけれども、個人情報が多  
分に含まれておりますので、取扱いには注意していただくとともに、コピ  
ーなんかをなさらないようお願いいたします。

説明は以上です。

議 長

お疲れさまでした。

そういうことで、農業者年金の関係ですけれども、何か質問、ご意見等あ  
りましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃ、倉科さん。

倉科農業委員

たびたびすみません。事前に配られた名簿の中で、一番右の欄に「新」っ  
てあって、丸がついている方がいらっしゃるんですけれども、「新」って  
どういう意味ですか。

議長 じゃ、増澤さん。

増澤主事 昨年の名簿に載ってなかった方という意味で、「新」のところに丸がつけてあります。

倉科農業委員 はい、分かりました。

議長 どうですかね。

基本的に何で我々、こういう農業者年金を勧めるかというそもそも疑問なんですけど、年金のセールスマンじゃあるまいし、ということもあるんですが、それぞれもちろん国民年金、今のシステムだと、近々1割減、またもちろん社会の年金の減。ただし、これは基本的には減らない。税金の控除もある。入っていてよかった。でも、なかなか入らないということで、奥さんもそうですし、もし該当の方がいらっしゃれば、最初は嫌な顔をするかもしれませんが、必ずあの日入っていてよかったというようなことになるような事例を数多く聞いておりますし、それを頭の中へ入れておいていただいて、今の増澤さんの話を聞いて、チャンスがあれば、ぜひ取組をお願いしたいと思います。

よろしいですかね。これはそういうことですので、なければ、これで集約いたしますが、ご出席の全委員の方にお伺いします。

本件について、ご了承いただける委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長 ありがとうございます。

賛成多数ですので、本件は了承されました。

農業委員、推進委員の皆さんは、農業者年金の計画的な加入推進に格別なご配慮をお願いいたします。

すみません、長くなりますが、なるべく短く行きたいと思いますが、一遍で全てを収めようと思っておりますので、もうしばらく我慢をお願いしたいと思います。

次に、協議事項ウ、令和3年度利用状況調査の結果と利用意向調査の実施についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

上原主査。

上原主査 農業委員会事務局の上原と申します。よろしくをお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

令和3年度利用状況調査の結果と利用意向調査の実施についてということ、資料20ページからになります。

趣旨については、こちらにあるとおり、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を兼ねて実施した農地法第30条の規定に基づく本年度利用状況調

査の結果について報告するとともに、同法第32条の規定に基づく利用意向調査の実施について協議するものです。

基本事項については、ここにあるように、農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要及び遊休農地及び荒廃農地の判断基準については、23ページ及び24ページのとおりです。

今月開催した各ブロック会議で事務局より判断基準が新しくなったという説明があったと思いますが、今年度は委員の改選があり、国から新しい判断基準が示される前に利用状況調査を実施していますので、従来の判断基準により実施しました。

各地区の利用状況調査の実施状況は25ページのとおりです。6月、7月を中心に各地区で実施していただきました。

利用状況調査の結果は、20ページの4のとおりで、A分類及び2号遊休農地が増加し、B分類が減少する結果となりました。主な要因としては、今後B分類イコール非農地化という流れの中で、委員の皆様にしつかりと調査していただき、昨年度B分類であったものの、まだ再生が可能という農地については、A分類に移行していただいたということが挙げられます。

A分類及び2号遊休農地、荒廃農地解消面積、B分類の地区ごとの詳細は26ページ及び27ページのとおりとなります。

この調査結果を基に、A分類及び2号遊休農地について、今後利用意向調査を実施しますが、制度改正による事務の変更点ということで、農地法施行規則の一部改正により、農地中間管理機構の借受け基準に適合しない農地であっても、遊休農地であれば、毎年利用意向調査が求められることとなりました。

調査対象ということで、今年度は471件、702筆、50.9ヘクタールを予定しておりますが、一部既に意向が判明している農地もありましたので、再度内容を精査して実施します。昨年度までは、新規で遊休農地となった農地のみ調査対象としておりましたが、今年度からは遊休農地であれば全筆対象ということで、昨年度より大幅に増加しております。

地区別の集計表は28ページのとおりとなります。

調査の進め方としましては、11月18日に対象者へ調査書を送付します。書式については、29ページから32ページのとおりとなりますが、これに記載例及び記入例、返信用封筒を同封して送付します。

今年度から、その回答期限が1か月以内ということになりましたので、回答期限は12月17日とします。

もし農業委員及び推進委員の皆様にご問合せ等があった場合は、この調査の趣旨と回答方法をご説明いただき、返信用封筒にて農業委員会事務局まで返送するようご指導願います。

調査の詳細は、別冊資料「令和3年度利用意向調査実施手順」をご参照ください。

また、未提出者への対応ということで、回答期限が過ぎても調査書を提出しない方について、来年1月以降、状況に応じてですが、委員の皆様による戸別訪問により調査書の回収を依頼することがあるかもしれませんので、

ご承知おきください。

そのほか、難しい案件がありましたら、事務局へお問い合わせください。

次に、令和2年度の利用意向調査の結果に基づく遊休農地に関する措置の状況は、21ページの6のとおりです。

調査対象88筆に対して、農地中間管理事業以外の利用意向があったものは65筆ありまして、そのうち、現時点で意向どおり対応していない筆は30筆あります。この30筆が農地中間管理機構と協議すべき勧告対象となるわけですが、農地中間管理機構の借受け基準に適合しないとの通知を受けていますので、勧告対象外となりました。

最後に、参考ということで、農地中間管理機構との協議の勧告について、勧告対象となる場合、勧告期限、あと勧告対象とならない場合について、21ページから22ページにわたる7のとおりとなっております。

私からの説明は以上でございます。

議 長

ご苦労さまです。

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑を行います。

発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

二村委員。

二村農業委員

どこの地域もそうだと思うんですけども、松本市の場合は、いろいろとお聞きして、分かることもあるんですけども、実は梓川は安曇野市と入り組んでいて、安曇野市の方がうちの地区で耕作をされていて、農業が嫌になって何かいなくなっちゃったというか、そんなこともあって、市境の、うちだったら安曇野市の農業委員会のほうと何か情報交換とかって、そういうことはあるんですかね。

議 長

上原主査。

上原主査

個別の案件につきましては、随時安曇野市の農業委員会のほうと対応しているというような状況でございます。

二村農業委員

私も、JAとして、やはり安曇野市なので、もう少し松本市のほうと何かできないかというふうに実は言われていて、なのであるときに指導員が梓川と安曇野市の本当にそこでどっちもいいということがあったんですけども、やっぱり何かその境でうまくできなかったとか何とか、そんなことがあって、だから少しそういう連携ができたらいいいと言われたので、何かをやっていたら、定期的でなくても、ありがたいなと思うんですけども。

議 長

どうですか。

上原主査 承知しました。そのようなふうに対応できるようにしたいと思います。ありがとうございます。

議長 じゃ、行政をまたいだ遊休荒廃地の共有というか、そういうことですね。ほかに。  
じゃ、武井さん。

武井農業委員 入山辺なんですけれども、ページはないけれども、ナンバーで言うと、240番、〇〇〇〇さんから244番の〇〇〇〇さん、これ、同じ家庭なんですけれども……

議長 このリストですね。

武井農業委員 そうです。すみません、リストのほう。  
240から244、これにつきまして、中川委員が前からずっと対応していただきまして、これについては、既に作付する方がもう決まっておりますので、これ、発送しなくてもらえればなと思うんですけれども。ちょっとこの方、病院へ入院したりなんかしているものですから。

上原主査 すみません、こちらの件については、以前から。今年の4月ですかね、中川委員のほうからもお話があって、私のほうで把握しているものだったんですけれども、ちょっとこちらのほうに誤って載せてしまいまして、今おっしゃっていただいたとおりに、もう既に意向が分かっているものですので、もうちょっと載せてしまったのであれですけれども、その意向調査そのものは発生しない予定でございます。申し訳ございません。

議長 ほかの方で何か。  
梶原さん。

梶原推進委員 四賀地区の推進委員、梶原知子と申します。今期から初めてです。どうぞよろしくお願いいたします。

初めて先日、農地パトロールをしたんですけれども、初めてだからか分からないんですが、すごく大変だったんです。草が生えているのが、たまたま刈る前、直前に行ってしまったから草が生えているのかとか、そういうものも、ちょっともう一回車から降りてチェックしなきゃいけないんで、とにかくすごく大変で、これを、四賀って、たしか物すごく、全筆という物すごい量で、今後の展望でいいんですけれども、何かドローンとかそういうので、まず最初に見ていただいて、怪しいところだけ委員なり推進委員が確認するみたいな、そういう形にさせていただいたら、とても助かるなと思いました。今後の、まさにこのDXというか、これもスマート農業の一部だと思いますので、ぜひご検討をお願いいたします。

議 長

上原主査。

上原主査

すみません、ご意見ありがとうございます。

今現在、農地パトロールについては、事務局が提供している地図を基に行っていると思うんですけども、今後につきましては、国の動向として、タブレット端末を導入して、少しでも皆様の負担が減るような動きもありますし、それに対して、市としても導入していきたいというふうな考えでおります。

ただそちらのほうは、予算とかも絡みもあるものですから、決定事項ではないですけども、そういったような方向で動きたいなというふうには思っております。

柳澤農業委員

でも、今年、来年の話ではないですよ。

上原主査

ちょっと今年度は、もう無理ですけども、来年以降ということ、その先という形になるかと思えます。

議 長

すみません、そういうことで、ブロック会議の折でも、皆さんにちょっと過重だったといいますか、少し営みが増えるような形もありますけれども、すみません、地道に、当面またいろいろ作戦もあるようですので、それを希望的に見て、よろしくお願ひしたいと思えます。

じゃ、倉科さん。

倉科農業委員

たびたび本当すみません。利用意向調査をやらなきゃいけないということは法律上決まっているんでいいんですけども、先ほどご説明ありました調査の進め方、21ページなんですけれども、もし問合せがあった場合には、調査の趣旨と回答方法を説明してくださいということなんですけど、どの程度調査の趣旨をどういうふうにお話ししてあげればいいのか、ちょっとパターンがあれば教えていただきたいのと、例えばこれ、結果的に課税強化といいますか、今まで減税されているものが、そういった措置が取れなくなっちゃうんで、固定資産税やなんかが上がっちゃうんですよ。だから、そういったところまで説明しなきゃいけないのか、ちょっとその辺、どの程度にとどめ、できれば簡単にしたいんですけども、どの程度説明をしてあげればいいのか、ちょっとご教示いただきたいんですけども。

議 長

じゃ、板花補佐。

板花局長補佐

すみません、本冊資料とは別に、お手元のほうに「令和3年度利用意向調査実施手順」というような別冊のものが同封されておるかと思えます。そこに記入例等つけてございまして、この記入例につきましては、ご本人にも封筒の中に入れて郵送いたします。

早い話が、意向について選ぶようになっておりますので、選択肢があって、

①、②、③、④とありますので、将来の意向を記入してくださいね。それで、同封した返信用封筒に入れて事務局にお送りくださいというふうにご指導いただければ結構かというふうに思います。

ですので、この実施手順、全部見ていただくと大変かとは思いますが、あと固定資産税の課税強化につきましては、もしそうなった場合は、1.7倍か1.8倍というようなことが言われておりますけれども、長野県内で課税強化が適用された事例は今のところ一件もないということでございます。

それはちょっと機構の引受基準に適合しない農地とかというように、適用されないような理由がありまして、課税強化に至ることはないということでございます。

ですので、記入例等を見ていただいて、ご案内いただける範囲でご案内いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

倉科農業委員

こういうのが届いた人は、すごい不安に思っちゃうと思うんで、それで趣旨をどういうふうに説明していけばいいというふうに思ったんですけども、あれですか。簡単に、調査したところ耕作されてないという状況が見られる農地について、今後どのようにしていくかというのを1番、2番、3番、4番と、それぞれの選択肢があるので、一応それに基づいて教えてくださいね、程度でいいですか。

議 長

板花補佐。

板花局長補佐

委員さんおっしゃるとおりでございます。法に基づいて決められた調査ではございますけれども、将来の自分のご自身の農地の意向について、しっかりといいですか、意思表示をしていただければというふうをお願いいたします。

倉科農業委員

ありがとうございました。

議 長

ほかに何か。

川村補佐。

川村局長補佐

すみません、私のほうから1点お願いがあるんですけども、ブロック会議のときにも説明させていただいたブロックがあるかと思うんですが、調査するときの林地化なんですけど、特に山の中なんですけども、積極的に、もう確実に山というか、林地になっているようなものは、積極的に林地化をしていただきたいと思います。

これ、なぜかと申し上げますと、農地法3条で農地を買い取るといったときに、農地法3条で農地を買う場合には、自分の持っている農地を全部耕作しなければいけない、あるいは適正に管理しなければならないという条件がございまして、知らない間に相続とかで山のほうまで相続して、昔は

高原野菜とか作っていたかもしれないんですけども、今は全然もう山になっちゃっていると。それがネックで、せっかく一生懸命3条で経営規模拡大とか、ほかのちょっとできなくなった人の農地を買ってまで、一生懸命地域のためにやっていただけるといふ農家さんに、3条が妨げになってしまっているというのが非常に多いです。

ですので、もう山の中で、もう確実に、目視でもいいですし、目視ができないなんていうところは、ほぼ農地はないです。「絶対ないのか、おまえ」と言われると、ちょっと自信ないですけども、ほぼないです。

ですので、ブロックのときにお配りさせていただいた図面のところで、山のところに、ほとんど黄色になっていると思うんですけども、黄色で枠組みされているようなものは、もう積極的に林地化を図っていただいて、ひいてはそれが3条のほうの推進にもなってきますので、ぜひともそんな形でご協力のほうをお願いできればと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**議長**                    そういうことです。それで、もし迷ったら、途中事務局とコンタクトを取りながら解決するという方向がベストだと思いますので、その辺のテクニカルは、またそれぞれの判断でお任せしますが、ほかにも、よろしいですかね。

[質問、意見なし]

**議長**                    なければ、これより集約を行います。  
ご出席の全委員にお伺いいたします。  
本件について、ご了承いただける委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

**議長**                    ありがとうございました。  
全員賛成ですので、本件は了承されました。  
委員の皆様には、これから実施する利用意向調査にそれぞれのお立場でご協力をいただくようお願いいたします。  
続きまして、報告事項のア、令和3年度非農地判断の実施方針についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
上原主査。

**上原主査**                では、令和3年度非農地判断実施方針についてということでご説明させていただきます。  
着座にて失礼いたします。  
こちら、資料は33ページからになります。

「「農地法の運用について」の制定について」に基づき、本年度の非農地判断を実施するものです。

「「農地法の運用について」の制定について」は、資料1ということで、34ページ及び35ページのとおりとなります。

令和3年度の非農地判断候補地は、9月末の集計値で105万6,454平方メートル、1,907筆、名義人830名となっております。詳細は別冊資料のとおりとなります。

非農地判断の候補地は、利用状況調査の結果、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難であること、また周囲野状況から見てその土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地になります。

また、資料1のとおり、令和3年6月14日付で国から新たな調査要領が示されましたが、本市の利用状況調査が既に始まっていたため、今年度はこれまでの本市の基準に基づき、山林化が著しい農地について実施します。

事務処理の進め方は、33ページ、3のとおりとなります。

まず、非農地判断候補地の所有者に対して、非農地判断を実施する旨及び非農地判断の実施に同意しない場合は申し出る旨を記載した事前通知を送付します。国は、調査後直ちに行うこととしておりますが、本市においては、非農地判断をより確実に実施するため、所有者へ事前通知を送付し、確認した後、実施します。

次に、非農地判断の実施に同意しないという申出のない農地について非農地判断を実施し、所有者に対し非農地通知書を送付するとともに、法務局での地目の変更登記申請の指導を行います。

最後に、非農地判断を実施した農地について、市関係課、具体的には農政課、森林環境課、資産税課及び法務局に対して情報提供をします。

所有者に送付する事前については、資料2である36ページから39ページになります。

今後の予定としましては、今、調査対象地である105万6,454平米、1,907筆の精査を11月から12月上旬に行い、12月中旬をめぐりに所有者に対して事前通知を送付します。

その結果を受けまして、令和4年2月28日開催予定の農業委員会定例総会で非農地決定地を報告します。

3月から4月にかけて所有者へ非農地通知書を送付するとともに、市関係課及び法務局へ情報提供を行うこととします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。  
ただいま事務局から説明がありました。  
これより質疑を行います。  
発言のある委員の方は、じゃ中川さん。

中川農業委員

中川です。

非農地判断ですが、今の事務局のお話を伺って、農地法を上手に運用するために、そういうところはどんどん山林化しましょうというの、すごく納得しました。

それはいいんですが、要は非農地、農地ではないよというのにも三通りあるということですね。青地と白地です。非農地判断をする農地の中で、青地というのがそこそこ含まれているはずなんですけど、この処理をどうするのかということなんですよ。

農振の除外っていうほうなんで、これ、農政課の担当になるかと思うんですが、ただこれ、例えば非農地判断の手続についてというところを見ると、所有者に対して、対象となる農地について非農地判断の通知が行くわけですよ。非農地判断することに同意されますかということですよ。けれども、これ、その所有者にしてみれば、自分のところは青地だねと。じゃ、これ、青が白になるんだねって、多分素直にそう思っちゃうと思うんですよ。

非農地判断して、山林化、山林に地目が変更になったとしても、青地のままであれば、農用振興地、青地であるという位置づけがそのまま残ってしまうということは、これ、矛盾しているということですので、そういうところ、これ、農政課のほうなんですけど、足並みそろえてとまでは言いませんけれども、ちょっとこの矛盾はぜひ解消しておかないといけないところだと思うんですが、事務局と農政課との今のすり合わせの状況ですとか、その辺のところをちょっとお話しただけませんか。

議長 じゃ、上原主査。

上原主査 すみません、今ご意見いただきました件について、確かに今年度で見ると、ちょっと対象農地の中で青地のものが結構多く含まれてございます。本来、白地と青地で分けると、ちょっと白地に比べて優良農地ということで、青地となっていると思うんですけども、いろいろな事情があって、荒らしてしまったりとか、山林化になってきた経過があると思うんですけども、農地から外せば、その青地というのは本来ないわけで、そこら辺の手続についても、今後農政課と詰めて、所有者の方にはしっかりお伝えしていくことになるかと思えます。

議長 じゃ、川村補佐。

川村局長補佐 今ご意見ちょうだいしたことは、まさにごもつともなことで、本来、手続上、山林化したということは、本人に納得もいただいたということになりまして、ご本人からすると、法務局にそれを持っていけば、地目変更で山林になると。

当然、じゃ事務局のほうというか、農業委員会のほうとしてはどうするかというと、台帳から削除します。林地化して、非農地化して、非農地と言っているものを台帳に載せているということがおかしいと。つまり、農地

台帳に載っていない青地が存在すること自体が、全然整合が取れていない。この前からちょっと農政課のほうとも代々やっていることでして、今日ご意見も頂戴したことです。担当のほうから農政課のほうとは強く検討するようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長           ほかに。  
                  じゃ、河西さん。

河西農業委員   先ほどの川村さん、山林の中の農地は非農地にしてほしいというお話があったんですけども、それを受けて、幾つか非農地にしたいなと思うところが具体的にあります。それは、今年じゃなくて、来年の調査に含めるといふ形でいいですか。

議 長           川村補佐。

川村局長補佐   本来は早いほうがうれしいです。ただ、こちらのスケジュール感の中で、ちょっとすぐには入れられないと思ひますので、現実的には来年からになってしまふと思ひます。

                  本当、早いほうがいいということは、本当に日々、3条で大概引かかるのは山です。山つきの集落の方が買おうとしたときに。ですので、先ほどから申し上げて恐縮なんですけど、せつかくやる気がある農家さんの意欲をそぐようなことをできるだけ避けたいもんでという意味で、ちょっと矛盾しちゃいますけれども、スピーディーに対応できればと思ひますので、お願ひいたします。

                  どうしてもという個別案件につきましては、またちょっと担当のほうと詰めていただければと思ひます。入れ込めるものが現実的にあるようならば、入れ込みの検討をやっていければと思ひますので、お願ひいたします。

河西農業委員   はい、分かりました。

議 長           ほかに。よろしいですかね。

[質問、意見なし]

議 長           なければ、本件はただいまの説明のとおり進めてまいりますので、ご承知おきを願ひます。

                  次に、報告事項のイ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

                  事務局の説明をお願いいたします。

                  板花補佐。

板花局長補佐

それでは、本冊資料40ページ、41ページになりますので、ご覧ください。

40ページにつきましては、10月の経過報告になります。

主にブロック会議を4か所で行ってきたということでございます。

41ページにつきましては、11月の予定になりますけれども、11月9日の火曜日ですが、女性の農業委員会、初任者委員のための研修会ということで、希望者については申し出ていただくようお願いいたします。

それから主要なところで、ご案内をしたとおりですが、11月16日、第6回長野県農業委員会大会が開催されます。大きな会場ということで、ビックハットになりますが、市役所出発10時、大型バスにてみんなで出発するというので、参加報告書につきましては、今日出していただくようにご案内していますので、よろしくようお願いいたします。

ということで、日程等は通知したとおりですので、再度ご確認いただければと思います。

当面の予定は以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

最後だと思ったが、中川委員長、午前10時から勢力的に情報・研修委員会をやっていただいております。その内容について、当面の日程の中へ入れ込んでいただければと思いますので、発言をお願いします。

中川情報・研修委員長 手短に申し上げます。

今期になる前に、平成3年度のいろいろ行事予定というのがありまして、その中に12月、もう1か月先なんですけど、12月に日帰りの研修旅行、視察ですね。バスで日帰りどこかへ視察に行きたいというのが落とし込まれていまして、どうしたらもんかねというようなことで、今日午前中に情報・研修委員会をやりました。その中で、ちょっと決まったこととか、こういう方向でと言うのがありますので、それをお伝えしておきます。

12月6日の月曜日、これ、市役所のバスの予約の都合とかあるものから、一応12月6日の月曜日を予定しております。

テーマなんですけど、要は農地の維持を図りながら、地域農業の振興につなげている取組をちょっと見に行きたい。要は、例えば松本、どこでもそうなんですけれども、中山間地で農地が矮小である。機械が入らない。高齢化している。遊休農地が何かちょこちょこいっぱい出てきている。こういうようなところを農業委員が、あるいは推進委員が中心となって地域で話し合いを持って、それで合意形成をして、とりわけ中山間地で生産性の高い圃場に変えて、なおかつ新たな担い手に高い集積率をもって渡していくというような事例の視察ができないかという、そういうヒントです。

これから場所を設定しますが、今候補に挙がっているのが、長野市の綿内地区、これ、リンゴとかブドウの産地なんですけれども、非常に狭く、高齢化で遊休農地があったところが、結構ドラスティックに変更しようとしているようなところ、もしくは近いですけれども、池田町に今、加工ブド

ウが、ワインですよ。ワインの大きな生産地ができようとしている。これも同じような取組なんですけど、こういったところをちょっと見に行けないか。どっちかですね。そういうのがテーマその1。

テーマその2が、一時転用の営農型太陽光発電の優良事例と言えるかどうか分かりませんが、脱カーボンで、太陽光発電というのは1つ大きな流れになっていくのは間違いない。片や、一方では、農地法とのいろいろな絡みがあるので、うまいこと両立をさせていかなきゃいけないという取組の1つが一時転用の営農型太陽光発電施設。その優良取組事例みたいなものが県内の北部にないかというようなことをちょっと事務局で調べてくださいと。これで行程が組めますかというようなことまで今日、午前中に決めさせていただきました。

目安、1週間から10日の間に場所の選定、それからアポイントを取れるかどうかというようなところを考えて、ご通知申し上げるところまで午前中に決まりましたので、行き先ですとかその辺は1週間、10日を目安にご通知を申し上げる予定でありますので、この今の当面の予定の次のところに、12月6日というところをぜひ入れておいてください。

ただし、今こういうコロナ禍の状況がいろいろありますので、本当に実施するかどうかの判断は再度必要かと思いますが、それはまた情報・研修委員会と、あと役員会のほうで決めた上でご通知申し上げようと思っていますので、よろしくをお願いします。

議長 あれはいい。農政課との研修会はまだ向こうでいい……

中川情報・研修委員長 ああ、そうだね。

あと、それと来年の1月に定例総会ありますが、その前か後に、今度我々農業委員と推進委員の研修会、何の研修をするのということなんですけど、今考えておられるのが、農政課、さっきの話じゃないですけども、農政課にもいろいろな担当があるわけですよ。いろいろな担当があつて、その担当と我々委員の、要は我々委員が農政課に聞きたいことってあるわけですよ。これ、どうなっているの。この制度、仕組み、補助とかどうなっているのっていうの、いろいろ聞きたいのはあると思うんですよ。それをいろいろ担当者ごとに我々に話していただくというような趣旨の研修会みたいなものをやりたいなあって思っています。

ついては、農政課に対して、こういうことを聞いてみたい、こういうことをちょっと話してくれないか、こういうところが分からないんで、ちょっと教えてというようなこと、これを皆さんから挙げてもらえるような形で持っていきたいと思っていますので、さっきの話ね、中身どうなの、仕組みどうなのっていうの、それについての研修会を考えていますので、こういうことが聞きたいというところをまた皆さん、何かの機会に挙げていただければと思っていますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

このように情報・研修委員会、熱意的にやっていただいておりますので、また皆さん、お考えの上、もちろん提案型もいいですね。こういうふうにしたらどうかという提案型も含めて、それぞれ農政課との懇談、また项目的には皆さんからご希望を募りながらやっていくというような形になるかと思えますけれども、今、中川委員長をはじめ、それぞれ事務局で説明ありました。

この件について何か皆さんからありましたら、お伺いします。

柳澤農業委員 12月6日はもう固定なんですね、その日は。

中川情報・研修委員長 バスの関係で、ここのバスを使わせてもらう……

議長 よろしいですかね。

[質問、意見なし]

議長 今、中川委員長おっしゃったとおり、またご案内が、まだ確定じゃない要素がありますけれども、また決まり次第、皆さんのほうへ連絡しながら、お願いするという段取りになると思いますので。ただ、バスの都合がそういうことですので、日にちは確定です。

じゃ、本件は、ただいま説明のとおりご承知おきください。

それでは最後、その他ですが、事務局から連絡や案内などをお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐 3点だけお願いしたいと思います。

松本農業農村支援センターからの情報提供の資料は、本日机前にお配りしたとおりでございます。

冬になるということで、アグリマスターセミナー経営管理コースですとか、いろいろな研修があるということでございます。

また、信州防災アプリというようなものをリリースしたということで、最終ページにあります、防災情報を活用いただければということでございました。

あと、2点目ですけれども、議案と同封しましたとおり、来年度の農林業まつりの休止についてということで、実行委員会で決まりました。来年度は残念ながら休止の方向なんです、再来年以降、魅力的な農林業まつりがぜひ開催できますように、お知恵やアイデアをお寄せいただけましたら大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後、収入保険の関係のこのようなカラー刷りのものが入っていたかと思えます。こちら、農政課が事務局を務める松本市農業技術者連絡協議会が作成した推進リーフレットでございます。JAの広報に挟み込んで農業者の皆さんに周知したというふうに聞いておりますけれども、収入保険に関

しましては、昨年、農業委員会が市長に提出した見書で補助制度の創設を求め、実現した施策でございます。青色申告をしている農業者にはぜひ勧めしてほしいところでございます。

収入保険のこの制度設計ですが、ざっくり説明しますと、来年、つまり令和4年の保険の加入申請が既に始まっておりますが、例えば個人が加入する場合、保険料はこの12月末までに納付する必要がありますが、これに対する補助金のほうは、再来年、つまり令和5年の9月になるという内容でございます。

つまり、保険料を納めてから約1年半後に補助金が交付されるということで制度設計がされた。これは、個人の場合、保険期間、つまり収入期間は1月から12月ということですが、法人の場合は事業年度単位で計算するというので、必ずしも1月から保険期間がスタートするとは限らないということございまして、事務処理を複雑にさせないために、個人、法人全てに合わせまして、全体の保険料が固まってから一斉に補助金を交付するというような制度設計にしたことによります。

また、個人、法人を問わず、加入してからも、営農計画の修正によりまして、保険料が最終確定するまでに約8カ月期間を要すると、こういったことが理由になっていて、ちょっと支払いのほうは1年半後、令和5年の9月を予定しているということですので、その点ご理解いただきたいと農政課は言っておりましたので、ご紹介します。

私からは以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまご説明がありましたけれども、皆さんのほうから何かご質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりご承知おきください。それでは、もう一山お付き合いをお願いします。

初めての取組といたしまして、農業委員、また推進委員の皆さん、農政課、事務局で農地利用最適化の推進に関する情報交換を行ってまいります。

別冊でお送りいたしました関係冊子をお手元にご用意いただきます。

それでは、表紙の次第に沿って情報交換の進行をしてまいりたいと思います。

まず、事務局から、1番、情報交換の趣旨について説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

資料が大変多くて恐縮でございます。農地利用最適化の推進に関する情報交換という別冊資料をお手元にご準備ください。

まず、1枚おめくりいただいて、1ページのところ、情報交換の趣旨でご

ございますが、前委員の反省会を7月の総会で行いました。それで、農業委員会の運営に対する評価及び農地利用最適化活動に対する評価について、以下のとおり意見集約したところでございます。

次期体制では、定期的に推進委員の総会参加の機会を設け、農地利用最適化に関する協議を充実させる。2点目として、地元JAと委員の日常的な情報交換・連携活動はもちろん、事務局及び農政課との一層の情報交換に努めるということでございました。これを受けて、このような会を設けることといたしました。

情報交換で期待するところにつきましては、様々な優良事例等、ほかの地区の事例などを聞くことによりまして、ご自身の地区の農地利用最適化へのアプローチの手法を学んだり、現場活動を盛んにしていただければというところが目的でございます。

3番目、進め方は以下のとおりとして、不具合な点は随時見直すことといたします。(1)、(2)、(3)、ご覧のとおりでございます。

4点目として、情報交換で扱う内容は以下のとおりということで、掲げてございます。

以上が情報交換の趣旨でございます。

議長 これに対する質問、ご意見等ありますか。

[質問、意見なし]

議長 なければ、次に進めてまいります。  
事務局からの情報提供。

板花局長補佐 それでは、2ページ目以降ですね、改めてブロック会議の折にもご紹介しましたけれども、農地の売りたい・貸したい情報ということで、改めて揭示してございます。

これは10月18日現在の情報になりますけれども、改めてご紹介するのは、5ページの下のところ全国農地ナビの利用方法についてということで案内をしておりますけれども、なかなかちょっとこれ、見方が難しいというような話も聞いておりますけれども、「条件から探す」というところをクリックして、直接筆情報を入力していただくと、地図が出てくると、こんなことでございますけれども、ちょっと情報がいろいろと新しく追加されたり、削除されたりということで、入替えが激しいものですから、ぜひ農地ナビというようなものも活用いただいて、位置情報等をご確認いただければなというふうに思います。

ただ、ここに載っている情報は、優良農地というものは中にはあるんですが、大方、大体条件が悪い農地が多いということだけご承知いただければと思います。

紹介する意味は、地区の中で委員さんからいろいろな会合の場で情報提供

をいただいたり、あるいは個別に利活用できる方が現れましたら、こんな農地はどうと勧めていただければということをご期待して、改めて周知するものでございます。

それから、6ページ目、7ページ目、就農希望情報ということで、今年になっていろいろな情報載せるようにしてきましたけれども、7月に相談を受けた相談番号1、9月に相談番号2、それで今回10月に相談番号3ということで、事務局のほうに寄せられた農地の紹介を求めるそういった相談がありましたので、改めてご紹介しまして、就農を希望する地区の委員さんを中心に、何か活用できる農地があれば、事務局のほうに情報をお寄せいただければありがたいと、こういった趣旨で改めて今回載せているものでございます。ぜひ情報をお教えいただければと思います。

今までこういった情報を事務局で抱え込んでおまして、委員と情報共有することができていなかったという反省がありまして、こういった情報を見える化してお出しするということにしましたので、ご理解いただければと思います。

## 上原主査

すみません、では私から8ページになりますが、遊休農地に起因する苦情の受付状況ということで、簡単に説明させていただきます。

今年度の現時点で、ここに8ページにあるとおり、23件の申立てがありました。ただの遊休農地であれば、あまり問題がないのかもしれませんが、雑草が繁茂して、それが自分の家にまで及んでいたりとか、その雑草が交通の妨げになっているなんていう場合に連絡を寄せられることが多いです。

この受付状況は、今後も皆様に情報提供していく予定ですが、委員の皆様には、ご自身が担当する地区において、どこら辺かなというのだけ把握しておいていただければと思います。

続いて、遊休化している耕作良好農地の利用促進に向けてということで、9ページと10ページにその対象農地を記載してあります。先ほど紹介させていただいた利用意向調査対象者の耕作良好農地に丸があるものをピックアップしたのになります。

今後、利用意向調査を実施して、その回答の中で、自分で耕作するという方もいらっしゃると思うんですけども、そうでない方については、この遊休農地の中でも比較的良好な農地ということで、担い手のマッチング次第では、遊休化は解消されるということが期待できると思われるので、現時点では、委員の皆様において、ご自身が担当される地区において、今月ブロック会議でお渡しした地図を利用するなどして、農地の把握だけしておいていただければいいかなと思います。

次に、荒廃農地の発生防止・解消に役立つ予算事業についてということで、11ページのとおりとなります。

令和4年度予算概算要求ということで、それぞれ事業名と要求額が記されていますが、荒廃農地の解消促進である遊休農地解消緊急対策事業費及び機構集積支援事業について活用できる可能性が高いと思われます。

最後に、私から松本市遊休荒廃農地対策事業費については、13ページになります。

一番上に記載してあるとおり、本年度予算額71万円については、もう既に使い切ってしまうので、もし新たな計画があれば、来年度以降の実施となります。

なお、来年度の予算要求額は、今年度より3割から4割ほど増額しているということでございます。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいまの件につきまして、皆さんのほうから何かありますか。

じゃ、二村さん。

二村農業委員

今、この本年度の71万円は使い切りましたのでという話なんですけれども、実はすごい農地が、例えばうちのほうは果樹なものですから、荒れているところから虫が飛んで来て、もう果樹が、最後の収穫がうまくできなくなっちゃったり、今年は葉っぱが本当に落ちちゃったりとか、自分のところでは一生懸命作っているんですけども、そこから病原菌が飛んで来ちゃってというところがありまして、そこをお願いして作ってもらえるようになったんですけども、ただ、本当に大変な状況になっているので、この71万円という限度があるんですけども、これって何とかならないのかなというふうに思ったんですよ。

来年度は本当に、借りる人は来年度でいいんですけども、一日も早く対応してもらって、普通に栽培できるようにしてもらいたいというか、本当に大変な状況になっていて、私、何件もお願いして、もうしょうがないので、もうこの補助のお金がないから今年はやらないと言う人に、そんなこと言わずにやってくれる人もいるんですけども、できればこれ、でも現実に来年度回しになっちゃうと、せっかくやってくれるという人がやってくれなかったり、また違うところを見つけてもう行っちゃったりとかってなるので、これ、何とかならない。

そうすれば、ある程度もうちょっとあれば、解消ができるということが本当にたくさんあるんですよ。なので、これ、何とかならないかなという意見ですけども。

議長

どうですか。もちろん自分の職責も含めて、そういう話はして、今の実情を踏まえた中でしていかなきやいけないとは思いますが。

どうですか。

上原主査

すみません、こちらの遊休荒廃農地対策事業についてということで、担当が農政課の担い手担当ということになるものですから、ちょっとそちらのほうに今の事情をお伝えして、またお答えするようにしたいと思います。

二村農業委員 お願いいたします。

川村局長補佐 ありがとうございます。

二村農業委員 お願いします。

議 長 ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 じゃ、よろしいですかね。  
ここはそれぞれ、委員の皆さんは地区において、できることからまた事務局と協力して、具体的な行動につなげていっていただきたいと思います。  
次、その他ですが、活動記録簿の記入について、高橋係長から簡単をお願いします。  
高橋係長。

高橋係長 農業委員会事務局の高橋です。  
着座にて説明いたします。  
それでは、ちょっと簡単に説明したいと思います。  
皆様に毎月提出をお願いしているこの活動記録簿ですけれども、この第3部のテーマ、農地利用最適化の推進、これを進めるために、委員の活動実績に応じて月額単価を決め、それを1年分まとめて年度末に報酬に上乗せしてお支払いするというので取り組んでいるものです。  
この求められる活動というところになるんですけれども、要は農地利用最適化の推進、これに該当する活動をしない場合というのは、その月の支給はゼロになります。  
次のページめくっていただいて、16、17ページになるんですけれども、ここで交付金の対象となる活動というものが、この1番から23番までであるうちの6番から18番までの活動がその対象となっております。これらに該当する活動を月に1回でもすると、月額報酬として該当の金額が支給されるという形になっています。  
次に、3番の記録簿のつけ方について、ちょっと皆さん間違えやすい部分ですとか、ちょっと落としてしまっている部分だけ説明させていただきますが、まず複数の活動を行った場合は、該当する全てに印をつけてください。農地パトロールをやったから、農地パトロールだけに印をつけるんじゃないくて、例えば農地パトロール中に耕作している人と会ったと。そのときに、来年は耕作できないけれども、どうしたらいいかねなんていう相談を受けたという場合は、13番と6番、農地所有者等への意向確認という部分、このように複数該当していれば、その該当する場所全てに印をつけるようにしてください。  
そして、備考欄なんですけど、これ、ちょっと交付金のほうとは違ってくる

んですけれども、委員活動でかかった距離をここに記入していただくと、費用弁償として翌月の報酬と一緒に支給しますので、かかった距離を車のメーターで測っていただいて、記入して出していただくようお願いいたします。

そして、現在、多くの委員さんが未記入であるため、ぜひ記入をお願いしたいのが、その次のページをめくっていただいたところの活動記録簿の裏面に当たる部分です。

昨年度までは3か月ごとに提出をお願いしていた農地利用最適化活動の進捗状況共有シートというものを出していただいていたんですけれども、それに代わるものとして、こちらのほうをしっかりと書いて出していただくという形になっております。

意向を確認した場合は、こちらのほうを分かる範囲で結構ですので、誰々さんが農地を貸したいと言っていたよという部分だけでもいいので、とにかく記入のほうをよろしくお願いいたします。

交付金が絡んでくる部分になります。大変お忙しい中、なかなか記録を小まめにとるとするのは難しいかと思いますが、それを承知の上でのお願いになります。ぜひご協力のほうをよろしくお願いいたします。

## 議 長

ありがとうございました。

ぜひ遠慮なさらず、我々の活動実績になりますので、また分からない点あったら高橋係長にご質問をとということをお願いしたいと思います。

じゃ、それでは3番目、人・農地プランと中心経営体について、農政課から説明をお願いいたします。

東山係長。

**東山係長（農政課）** 皆様、改めまして農政課担い手担当の東山と申します。よろしくお願いいたします。

日頃から本市農業行政にご協力をいただきまして、ありがとうございます。着座にて説明いたします。

21ページをご覧くださいと思います。

昨年度は人・農地プランの実質化について、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、それぞれ地区でご協力をいただきまして、改めて感謝申し上げます。

地区によって、代わられた委員の方もいらっしゃいますので、人・農地プランと中心経営体について、改めてご説明をさせていただきます。

まず、人・農地プランとは、地域の農業者の話合いに基づきまして、今後の地域農業の在り方や地域の中心となる農業経営体の将来展望などを明確化したもので、地域の課題や将来方針、農地の受け手である中心経営体の名簿が記載されているものです。

本日、対象地区のプランをそれぞれに配付させていただいております。

本市では、平成24年に市内19地区に人・農地プランを作成しました。令和元年、国がプランの進捗鈍化に伴いまして、人・農地プランの実質化

を新たに求めたことにより、本市も実質化に向けた取組、アンケート調査と地図の作成、将来方針の作成を行いました。

2番の実質化の取組を行った地区ですが、記載の13地区となっております。6地区については、国の基準である中心経営体への農地集積状況が令和元年時点で過半を超えていたことから、実質化していると判断しております。

お配りしたプランのA4縦になっているものは、実質化の取組を行った地区になっておりまして、横になっているものについては、実質化と判断したプランの旧様式となっております。

経過ですけれども、令和元年11月に実質化に取り組む13地区において行程表を作成し、その後、1月に6地区を実質化と判断し、公表いたしました。

2月に農家意向アンケート調査を配付しまして、9月からアンケートの集計結果から、農業委員会のほうで地図を作成していただきまして、10月から各地区においてアンケート結果及び地図を基にした話し合いを実施して、将来方針を作成していただきました。

令和3年の2月に松本市人・農地プラン検討会におきまして、13地区のプランについて審査、承認され、全ての地区で実質化となっております。実質化した人・農地プランについては、松本市公式ホームページ上で公表しております。

すみません、次のページをご覧ください。

人・農地プランの実質化を要件とする主な国の支援措置ですが、機構集積協力金交付事業、農業次世代人材投資事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、スーパーL資金金利負担軽減措置などがございまして、様々な国の事業で人・農地プランの実質化が採択要件ですとか、ポイント加算の対象となっております。

中心経営体についてなんですけど、中心経営体とは、将来にわたって地域の農業を支え、担っていく経営体のこととなります。

人・農地プランの中心経営体として位置づけられるためには、申請書を各地区の農業再生協議会に提出して、地区の承認を得た上で、松本市の人・農地プラン検討会の承認が必要となっております。次回は令和4年の2月に開催を予定しております。

本日の資料の一番最後のページですね、裏表になっているものなんですけれども、こちらに人・農地プランの申請書をつけております。新たに中心経営体に位置づけというご希望の方がいらっしゃいましたら、これを書いていただいて、各地区の農業再生協議会に提出をしていただく必要があります。

認定農業者になっただけでは位置づけられませんので、希望される方がいらっしゃいましたら、こちらを提出いただくようにご案内していただければと思います。

様式については、各地区の農業再生協議会の事務局になっておりますJAの課長のほうにもお送りしてありますので、よろしく願いいたします。

今後の取組についてなんですけれども、令和2年度は国が掲げた実質化の期限がありました。この期限までに実質化ができないと、先ほど申し上げた国の支援措置が受けられないということがありまして、取組を先に進める必要がありました。そのため、新型コロナウイルスの感染症の影響もありまして、地区によっては代表者のみの話合いとなったところもございます。

今後は、このプランを基に、各地区農業再生協議会を中心とした話合いを継続させていただいて、毎年最新のプランに更新していくことが必要となります。

再生協議会の構成メンバーは、地区ごとに異なります。ですので、プランをより現実味のある実践的なものにするには、地区の実情に合わせ、農業者の意見を集約できる場をつくっていくことが求められます。

再生協議会の事務局を務めるJA等と共に、農業委員の皆さんや農地利用最適化推進委員さんが話合いを主導していただき、将来方針の実現に向けた取組に対するフォローアップや見直しが進められますよう、ご協力をお願いいたします。

農政課としましても、農業委員会事務局と協力しながら、地域の話合いに参加していただくと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけれども、質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

じゃ、倉科委員。

倉科農業委員

本当にたびたびすみません。

今、人・農地プランのご説明ありがとうございました。

要はあれですよ。平成24年から取り組んでいるけれども、実質的な実質化はされないということですよ。言っている意味分かりますか。

今のご説明だと、国の期限があったんで、補助金を受けられなくなっちゃうといけなから、取りあえず実質化したというふうに決めましたよということでしょう。というのは、最後におっしゃっていましたが、あとは地区のそれぞれの再生協議会を中心に話合いを進めていただくようお願いいたします。農政課もそれに参加させていただきたいと思っておりますというご説明でした。

それはね、多分地区にやれと言っても無理ですよ。もうちょっと行政としてしっかり旗振りしてもらってやっていく。できれば、どこの地区でもいいんですけれども、どこかで実際にしっかり地域の話合いをした上で、どういった担い手にどういうふうを集めていくのか。例えば、地図を使って集積計画みたいなものをつくるとか、いろいろな手法はもう10年も前に示されていますので、実際それが全然進んでないというのは。非常に私

たち、これ、どうしてかなというふうにも思っていました。

農業委員受けるに当たりまして、最初の頃の総会でもお話しさせてもらったことあるんですけども、これ、中間管理事業やなんかも絡めて、いろいろな取組に発展させていかなきゃいけないんですけども、一番基になる人・農地プランができてないところが多過ぎちゃって、全然松本市内手つかずなんですよね。なので、これは松本市さんもしっかり本当に旗振りしてもらって、やっていただきたいと思っているんです。

議長 係長。

東山係長（農政課） 今、倉科農業委員さんのご意見があったとおりで思っております。平成24年からこのプランができて、そのできた当時のことはちょっとすみません、分からないんですけども、進捗鈍化しているということで、2年間という期限の中で、国が期限を決めてやれということで、こういったことを進めてきたんですけども、本来ならば、農業者さんが膝を突き合わせて話し合いをしなければいけなかったんですが、なかなかそこまで行かなかったことと、それから地区に、すみません、ちょっと西部のほうは私、入ってっていないんですが、地区によって再生協の集まりとか来るメンバーも異なりまして、なかなかちょっと実情によって難しいなというところをまず肌で感じたところなんです。

地域によって本当に進め方も違いますし、地区によっては、もう独自の地図を持って具体的に進めてらっしゃる地区もあつたりとか、なかなか一律に進めることは難しいなと考えているんですが、一斉にちょっと動き出すことはちょっと正直難しいものですから、少しずつですね、モデルとなるような地区ができれば、それをほかの地区にも波及させていくような形で進められたらいいなと思っております。

また、いいアイデアがありましたら、また農業委員さんや最適化推進委員さんのほうからも、そういったアイデアをいただきながら進められたらいいなと思っておりますので、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

倉科農業委員

ありがとうございました。

結構全国農業新聞やなんかもご覧になったことあると思いますけれども、ほかの地区といますか、他県なんかでも、結構優良事例みたいな形で記事が出るんですよね。私たちもそういったものを読んでいるので、どうしてここで進まないんだろうというのはすごい、実際地区の中で誰に農地を預けて作ってもらおうかっていうのを、やっぱりこのプランの中で位置づけられて、担い手さんが一番優先的にやっていかなきゃいけないと思うんですよね。

いろいろな会合なんかへ出て行って聞くのは、やっぱり若手の農業者が今、農業に参入してきて、やりたいという子がいるんですけども、農地を全然貸してもらえないと。中間管理事業、市でも窓口やっているといますけれども、そういったところに相談しても、全然農地回ってこない。それは

なぜかといったら、プランにしっかり位置づけされてないんで、機構としても動きようがないみたいな、結局そういう話になっちゃって、プランができてないことによる弊害が物すごくここ何年もずっと続いているんですよ。

なので、そこのところをしっかりと認識いただいて、ぜひ進むようお願いしたいと。再度、すみませんが、お願いしたいと思います。

議長

それはそれで、そういうことだよ。我々も当事者に近い立ち位置なもので、そこはやっぱりお互いにわきまえながら、何をやったらいいかというところを探っていくということだと思います。

ほかに。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですかね。

じゃ、次に進めてまいります。

4番目といたしまして、農地利用調整活動に関わる事例提供ですが、2地区の委員の方から特徴的な事例について報告していただきます。

全体での意見交換の時間は最後に取りますので、ご承知ください。

それでは、島立の濱委員、お願いします。

濱農業委員

事務局のほうから、小面積でも借りてもらえる状況の説明をという、そこをメインにということでお話がありました。

島立の場合は、今借りている人の中で一番小さい面積は110平米だな。でも、借りてもらっている状況です。小さいから借手がないという田んぼは今のところ一枚ありません。

それに至る経過ですが、先ほど事務局のほうからお配りした1枚ペラの裏表ですが、経過報告というところ、それから今日は違う資料を併せてここへコピーしてありますけれども、経過報告ということで、平成14年の島立の農業を考える研究会という題目がありますが、この経過報告は、島立には農地を貸せる人たちの部会があります。その部会をつくるときの経過報告の資料で、一連の流れが載っていますので、これ、出したんですけれども、平成10年頃から農業をどうするかというのを、大型農家とか、島立の主立った、私も当時若手だったものですから、そのメンバー十二、三人と、あと農協の役員あたりでこの研究会を始めまして、ずっとその研究会は続いてきまして、一番下が15年の12月に貸手部会設立総会って書いてありますが、この後、営農組合の豊稔の里の設立というふうになるわけなんです、それまでの間にどうするかというのを、その研究会、プロジェクトSというのも同じ会議です。で、話しながら、間に農家組合長さん、組織代表の方と話をしたりしながら、ずっとどういう形態でということをお話をしてきました。

農地協議会の中に借りる方の固まりありましたので、その借りる方を借手

部会、それから出し手、貸手部会というふうに書いてありますが、貸してくれる方の固まりをつくって、貸し借りの進むというのを前提に置いた上で、お互いがいい感じにできるようにという内容を話し合ったわけです。

それで、それを含めて、営農組合の設立もどうするかということと一緒に併せながら、ちょっと長い期間、何年も協議をいたしました。

そのために、資料をひっくり返してもらおうと、そこに島立地区の農用地賃貸料金設定に伴う統一についてという文書がありますが、これが一番最後に価格改定やったときの文書です。これも、農地の貸手側と借手側それぞれの部会の中で議論をいたしまして、このレベルが妥当ではないかなということで折り合いがついて、営農組合の会議の中で、こういう文書を出すということに至っています。今までにこれ、2度だか3度、島立地区へ配っております。

下のほうに附帯事項ということで、貸し借りについての附帯事項ですが、6つほど、これはずっと変わらずに今まで来ております。

それで、途中でそれぞれからちょっと意見が出まして、申合せ事項ということで、そのまた紙をひっくり返していただいた上の3分の1ぐらいのところなんです、目安として、30アール以上の認定耕作者ですが、全体の10から15%程度は10アール以下でも借り受けることを条件とするという申合せをこれ、やりました。4アール以下の小さい圃場については、賃貸料は無料で、それでも借りて作っていただくという、そういうことをございます。

それから、借りている圃場の畦畔刈り、これ、地主の方が行う。やりたいからという申出があったり、自主的に刈ってくださる方が何件かありまして、無料じゃ駄目だからということで、この3,000円は、借りている方が地主の方に払う金額です。それを払っていきましようということに申し合わせました。

それと、水利権、水利費については、たまにずくのある地主がいて、改良区へ行って勝手に名義を借主のほうに変えちゃう人がいて、何人か何年も払っていたというようなことがあって、これは徹底しなきゃいけないということで、水利費と固定資産税は地主負担で行うということで、地主のほうにもこれを徹底しております。

長い時間かかって話をして、このようなことをそれぞれ決めて、地区の中へだんだん話を落としながら、合意形成をして、この1万3,000円というのは、農業委員会の席で言うのも何ですが、こちらの所定の料金よりはだいぶ下がっているかと思えます。それでも地主の方がえらい高い金額じゃ無理になるかもしれないし、あぜ草の管理もあるしということで、このようなことになっております。

最近、営農組合豊稔の里がずっと、17年だか8年にできて、それからずっと豊稔の里の中へ農地利用部というのを作りまして、農地利用部の中には貸手部会の役員、それから借手部会の役員入っております、それぞれ必要があれば協議するというにはしてありますが、特段、以降問題が出てきませんし、個別の会議はここしばらくはないような状態です。

それでも何とかうまく回っておりまして、貸し借りのほうも順調にしております。

新規就農だとか、もうちょっと増やしたいという新規の方がいれば、現在借りている中の大口が主になるかと思いますが、その農家さんの合意を得て、できるだけ固まりの中で、その人ができるようなということで、借換えも何度かやってきました。

せっかく借りて管理してきた農地ではありますが、新規の方、やりたいという要望があれば、そちらを優先しなきゃいけないということで、借換えは随時、出てくればやっています。

キュウリ、トマトの新規就農、大分島立、ここのところ多いんですけれども、そういうのが、たまたま空いたハウスがあって入る方は、居抜きで入るので、そのままいけるんですが、そうじゃなくてやりたいという方には、やっぱり場所に応じたところを借換えて提供するようにしています。

この就農希望情報というのも、農業委員会で出していただいたんですが、上の2番のほうの何件か紹介できる土地があって、この間ちょっと話を詰めたんですけれども、ハウスありきの土地を探すということで、ちょっと需要と供給が全然合いませんで、取りあえず中古ハウスを探すかという話で、話は今のところ頓挫しておりますけれども、そんなことで、あの人が借りている土地だからということではなくて、融通もつけられるものはどんどん融通をつけていくようにしております。

そんなことで、おかげさまで借手がなくて困るという状況では今のところなくなってきたので、これでしばらくは一安心なんですけど、これから課題としては、新たな経営体育成をしなきゃいけないし、豊稔の里も法人化しなきゃいけないしということで、悩ましい問題は幾つかありますけれども、一応小面積の話については、そんなところで終わります。

議 長

ありがとうございました。

じゃ、丸山委員さん、営農組合の集積についてお願いします。

丸山農業委員

内田営農の関係で若干説明したいと思いますが、先ほど説明あったように、島立のように立派な資料はありませんけれども、現在、内田地区で農地を預かってくれという話があるのは、ほとんど内田営農のほうに来ます。内田営農のほうでは、話が来れば、営農の代表と農地担当の私のほうで依頼のあった農地を確認しに行くということから始めます。

それで、中にはせんぜ畑みたいな感じで、家の裏辺りにある土地なんかも依頼があったりして、引き受けられないという農地もありますけれども、内田営農ができたいきさつの中で、内田の農地を構造改善したその時期がありまして、そのときにつくった内田機械利用組合という組織から全く全て農機具だとか農地を引き継いで内田営農ができていますものですから、地元の農家からそういう話があったときには、やはり組合員の土地だもんですから、受けるということを前提として検討しています。

先ほど言ったように、なかなか受けられない土地、それは具体的にはトラ

クターが入らないだとか、コンバインが入らないという土地、また急傾斜地の土地等が実際にあります。そういう土地については、農地管理をするということで引受けをして、逆に1反歩あたりお金を頂くというふうなことを実際に行っています。そうしていかないと、土地は受けたけれども、物ができませんので、ただ持ち出しになってしまうものですから、それでもよかったら内田営農で引き受けて、農地を管理します。二、三回農地を耕すということも考えています。

それで、実際にはそういう形で、トラクターが入るかどうとか、あと一番困っているのが、農地に入れないということ、先ほど言ったように、家の裏にあるようなところ、また急傾斜地でトラクター等が入らないというところについては、やはり人海戦術になってしまうものですから、そういうところも理解をしていただく中で、内田営農が賃貸料を支払うんじゃないくて、逆にお金を頂いて農地を管理していくということをやっているのが実態です。

あと、内田営農は現在、水田で57町歩、畑7町歩を今、引き受けて耕作をしていますけれども、平均年齢がやはり67歳という形で、高くなってきているものですから、それも男性は22名、あと女性が9名ということの中での農地の耕作なり維持管理ということをやっていますので、なかなかこれ以上農地を引き受けるというのは難しくなっているというのが実態です。

今は、実際に引き受けた農地を責任持って耕作していくというのが現実的な話です。

以上です。

議長

ありがとうございました。

さっきの人・農地プランからここの集積の形、うんと深掘りしなきゃいけないし、継続していかなきゃいけない部門であると思いますが、またこのような機会をまた設けますので、その辺も踏まえた中で、この時点でそれぞれ皆さんが意見なり発言があれば、お聞きします。

はい。

塩原（至）農業委員 時間ももう遅くなりまして、すみません。

波田もちょっと来年度早々、組織をつくるということで、やっぱり借手、貸手の問題があるんですよ。それで、先ほど島立地区のこれを見て思ったんですけれども、一応地区外の人が入ること、それを止めるように規約の中に盛り込んであるのか、そこら辺がちょっと、波田も設立するに当たって、地区外からどんどん入ってくることがあるものですから、それをなるべく阻止したいという考えがあって、そこら辺、記載とかそういうものは。

濱農業委員

島立の場合は、人・農地プランに関して言えば、もう昔からのつながりで島立の農地を地区外の人が耕作しているというものがあまして、一律に

駄目ということが言えない状況ですので、島立の場合は、地区外の方でも人・農地プランの主たる経営体の中に何件か入っております。先ほど出た〇〇〇〇〇も、名義は変わりましたので、今度は会社名義で人・農地プランに入るということになるかと思えます。

それで、つながりで行くもの、例えば親戚だからっていう人もいるもんですから、それは止めようがないのでできるだけ農地が余らないように地元で消化しちゃうということで、もし要望があって、先ほどの資料にもありますが、高宮の方がやりたいっていう、土地を探しているという情報があれば、それは幾らでも都合つけるというふうにはしていますが、できるだけ地区内の経営体で島立の土地を回していきたいという考えはあります。ただ、条項的に駄目とか、そういうふうには決めてはおりません。

議 長

ほかに。

この水利費の関係とか、いろいろ掘り出せばまだ話の種は尽きないと思えますけれども、何か。よろしいですかね。

当然このような情報交換の機会、大変時間の繰り合わせ、申し訳ない繰り合わせになってしまいましたけれども、また事務局と相談しながらこのような機械をつくっていきたいと思えます。

それぞれの立場で皆さん、また積極的に参加して、先ほどから申し上げている自分の地域の中で根を下ろすというような営みがこれから当然必要になってくると思えますので、またご検討をお願いします。

それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

板花局長補佐

大変お疲れさまでした。

本日は推進委員の皆様、大方の皆さんお見えになっておりますけれども、またお願いで恐縮ですが、欠席委員の資料につきまして、地区内で融通をつけてお持ち帰りいただき、会議結果と併せておつなぎいただけますとありがたいかと思えます。

あと、農地法申請書類の原本書類は机の上に置いてそのままお帰りいただきたいということと、あと駐車券の処理がありますので、ご承知おきください。

以上でございます。

議 長

それと、その他全体を通しまして何か皆様方から発言ありましたら、お受けします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、以上で本日の案件は全て終了しました。時間が押して大変申し訳ないです。

円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

